

みとめ合い 思いやり とともに輝く！

第3次上尾市男女共同参画計画

～デュエットプラン21～

上尾市

はじめに

本市は、平成19年に制定した「上尾市男女共同参画推進条例」に基づき、平成23年度から10年間を計画期間とする「第2次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」の計画に沿い、男女共同参画社会の形成を目指した施策を展開してまいりました。

この間、国では、平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行され、平成30年5月には、日本の政治を大きく変える一步となる「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立するなど、女性の活躍推進に向けた取り組みが進められています。

しかしながら、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化、女性の雇用・所得など大きな影響を及ぼしており、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをより一層加速させていくことが求められています。

このような状況や令和元年に実施した「上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の結果を踏まえ、本市では、このたび令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」を策定しました。本計画では、その一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で規定する市町村推進計画として位置付けています。

市では、計画の理念である「みとめ合い 思いやり とともに輝く！」をスローガンに、「みんなが輝く街、上尾」の実現に向け、市民の皆様や事業者等関係者の皆様と連携、協力しながら、男女共同参画の一層の推進を図ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たりまして貴重なご提言をいただきました上尾市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力をいただき、また、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。



令和3年3月

上尾市長 島山 稔



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	3
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	6
第2章 上尾市の現状	7
1 数値で見る上尾市の現状	9
2 市民意識調査の結果	13
3 第2次男女共同参画計画の取組と課題	22
目標1 男女共同参画の意識づくり	22
目標2 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり	23
目標3 男女共同参画の環境づくり	24
目標4 男女共同参画のシステムづくり	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	29
2 計画の推進・管理	29
3 計画の重点項目	30
4 計画の体系	31
第4章 施策の展開	33
目標1 多様な生き方を選択できる（尊重できる）意識づくり	35
目標2 だれもが安心して暮らせる社会づくり	39
目標3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	46
目標4 男女共同参画のシステムづくり	52
資料編	57
1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（前文）	59
2 男女共同参画社会基本法	59
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	61
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	66
5 埼玉県男女共同参画推進条例	71
6 上尾市男女共同参画推進条例	73
7 上尾市男女共同参画審議会 第7期委員名簿	75
8 上尾市男女共同参画推進本部員名簿	75
9 上尾市男女共同参画庁内推進会議委員名簿	75
10 用語集	76

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成11（1999）年に施行された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

本市では、そうした男女共同参画社会の実現を目指し、平成13（2001）年に「上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」を策定し、平成19（2007）年3月には「上尾市男女共同参画推進条例」を制定し、「上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」を条例に基づく基本計画と位置付けました。また、平成23（2011）年3月には、「第2次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」を策定し、男女共同参画に関する取り組みを進めてきました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識*や、それに基づく制度や社会慣習、男性中心型の労働慣行、女性や子どもへのあらゆる暴力など、取り組まなければならない課題は多く、社会情勢の変化から、新たな課題も生じています。

こうした現状を踏まえ、男女共同参画社会実現に向け、取り組みをさらに推進・発展するとともに、10年間で生じた新たな課題にも対応するため、計画の最終年にあたり、「第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」を策定しました。

2 計画策定の背景

I 世界の動き

- 昭和50（1975）年、国連総会において、この年を「国際婦人年」と設定しました。同年、メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択されました。さらに、昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までの10年間を「国際婦人の十年」とし、目標達成に向けた世界的な取り組みが始まりました。
- 昭和54（1979）年、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。
- 平成7（1995）年、北京で開催された「第4回世界女性会議」において、男女平等に向けての具体的な指針として「北京宣言」、そして平成12（2000）年までの5年間に優先的に取り組むべき貧困・教育と訓練などの12の項目に及ぶ戦略目標を定めた「行動綱領」が採択されました。
- 平成12（2000）年、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の検討と評価がなされ、その完全実施に向けた「政治宣言」及び、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

- 平成17（2005）年、第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）がニューヨークで催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、男女平等に関する一層の取り組みを国際社会に求めた「宣言」及び10項目からなる「決議」が採択されました。
- 平成22（2010）年、国連総会において「ジェンダー*平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」の設立が採択されました。
- 平成27（2015）年、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは、17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられ、そのうちの目標5には、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」がうたわれています。

II 国の動き

- 昭和50（1975）年、「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、女性の地位向上のための婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52（1977）年に今後10年の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定しました。
- 昭和60（1985）年、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などの国内法の整備を進め、批准にいたりました。
- 平成8（1996）年、新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
- 平成11（1999）年、「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはそれに基づいた「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成13（2001）年、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」（DV防止法）が成立しました。
- 平成27（2015）年、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立しました。
- 平成30（2018）年、政治分野における男女共同参画を推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。
- 令和元（2019）年に発表された、男女格差の度合いを示す「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数（GGGI）」は、日本は153か国中121位と低い順位となっています。政治分野における閣僚の女性比率の低下や、経済分野における管理職の女性比率の低水準などが要因となっています。

Ⅲ 埼玉県の動き

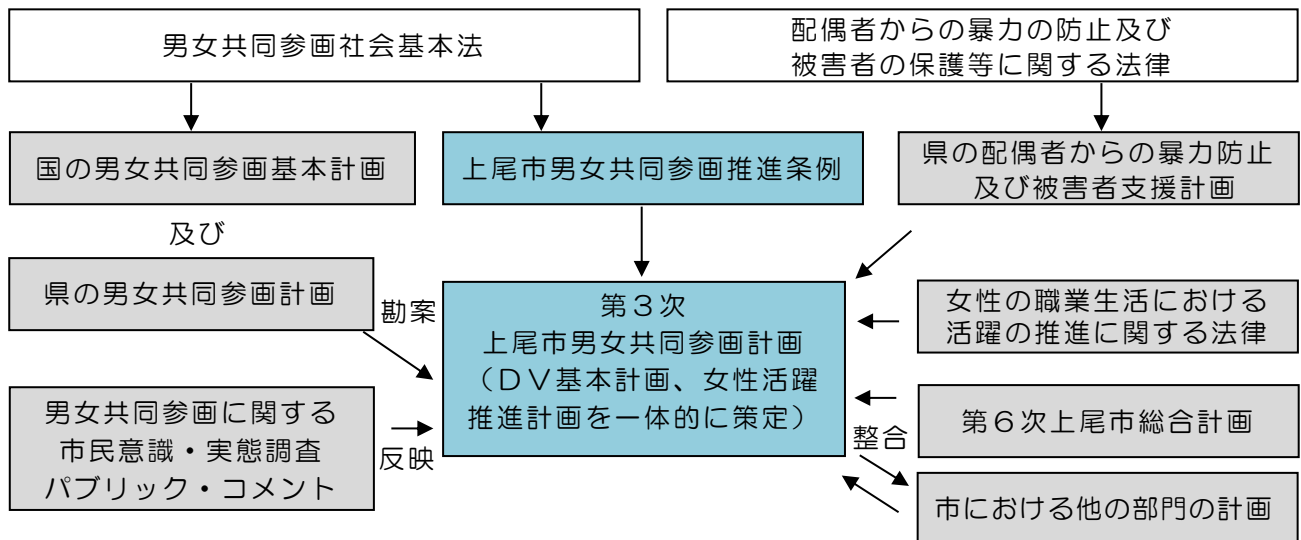
- 昭和55（1980）年、「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が策定され、昭和61（1986）年には「男女平等社会確立のための埼玉県計画」が策定されました。
- 平成7（1995）年、「2001彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。
- 平成12（2000）年「男女共同参画社会基本法」を受けて全国に先駆ける形で「埼玉県男女共同参画推進条例」が施行されました。その後、平成14（2002）年には、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。
- 平成14（2002）年、「男女共同参画推進センター（With You さいたま）」が設置され、「埼玉版ウーマノミクス*プロジェクト」を積極的に推進し、働く場における女性活躍の推進を支援、経済成長の促進に取り組んでいます。
- 平成19（2007）年、「埼玉県男女共同参画推進プラン（中間見直し）」が策定され、平成29（2017）年には「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

Ⅳ 上尾市の取り組み

- 平成4（1992）年、豊かで平和な男女共同参画社会の実現を目標とした「あげお女性計画」を策定し、男女共同参画に関する取り組みが始まりました。
- 平成13（2001）年、上尾市男女共同参画計画「思いやり 助けあい ひとりひとりが輝く、^{いま}デュエットプラン21」を策定しました。
- 平成19（2007）年、男女共同参画推進に関しての基本理念を定めた「上尾市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、この条例を受けて、「上尾市男女共同参画審議会」を設置しました。
- 平成23（2011）年、第2次上尾市男女共同参画計画「みとめ合い 思いやり ともに輝く！ デュエットプラン21」を策定しました。
- 平成23（2011）年、DV*被害者の支援を目的とした「上尾市DV対策庁内連絡会議*」を設置しました。
- 平成25（2013）年3月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく「上尾市配偶者暴力相談支援センター*」を設置しました。

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「上尾市男女共同参画推進条例」（以下、「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」として策定するものです。
- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」として策定するものです。
- (4) 本計画は、第2次計画を継承し、本市の将来都市像である「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」の実現を目指す「第6次上尾市総合計画」及び他の計画との整合を図り策定するものです。
- (5) 本計画は、今後の社会経済情勢の変化や市民のニーズに対応していくために、必要に応じて見直しを行います。
- (6) 本計画は、上尾市男女共同参画審議会の答申や「令和元年度上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下、「市民意識調査」という。）の結果を踏まえ、広く市民等の意見を聞き、その反映に努めました。



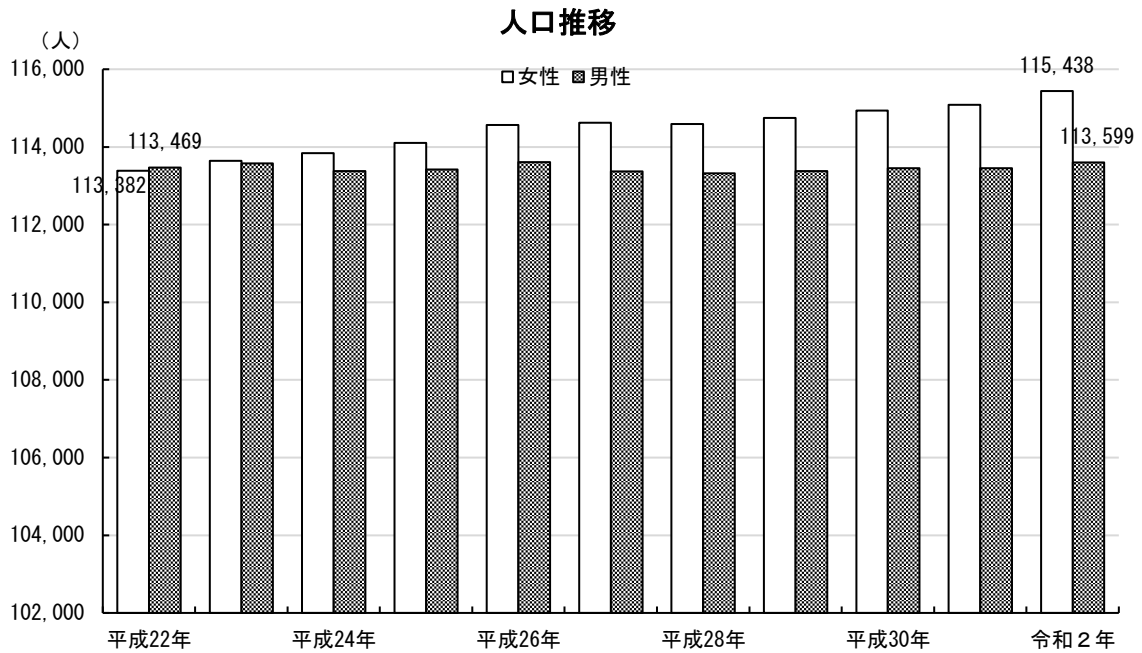
4 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

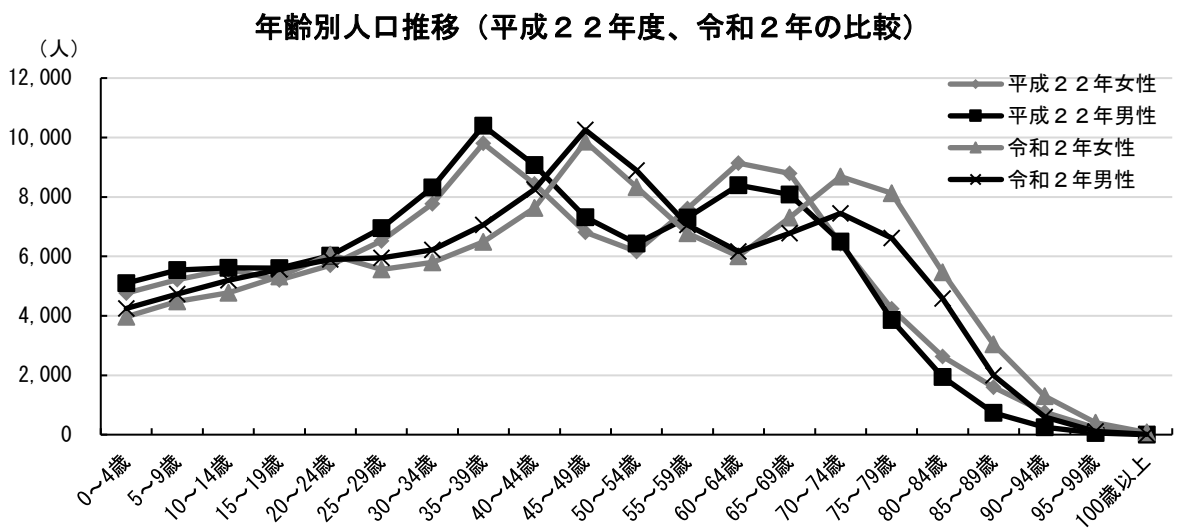
第2章 上尾市の現状

1 数値で見る上尾市の現状

I 人口動態の状況



資料：統計あげお（各年4月1日）

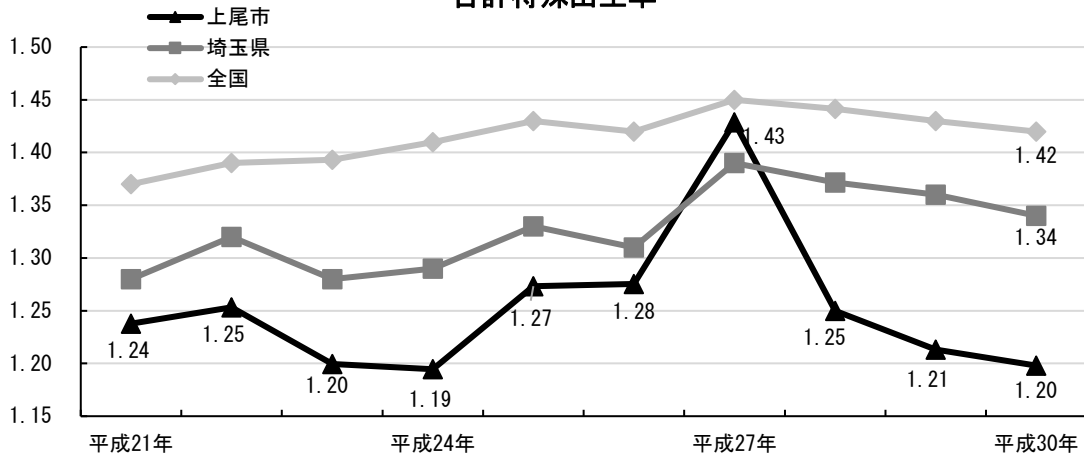


資料：統計あげお（各年4月1日）

本市の人口は、男性はあまり変化が見られませんが、女性で緩やかに増加が見られ、令和2（2020）年4月1日時点で、総人口は229,037人となっています。

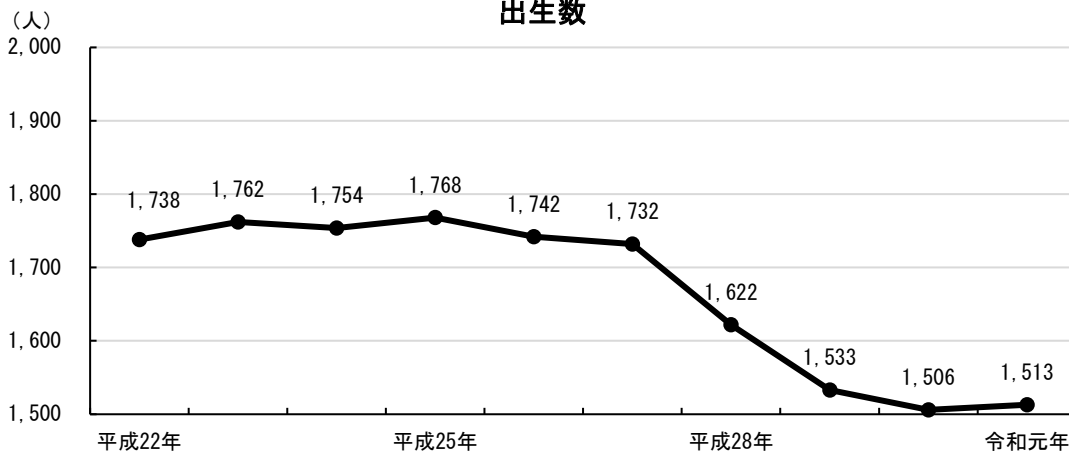
また、年齢別人口の推移を平成22（2010）年と令和2（2020）年とで比較すると、働く世代が減少し、高齢化が顕著となっています。

合計特殊出生率



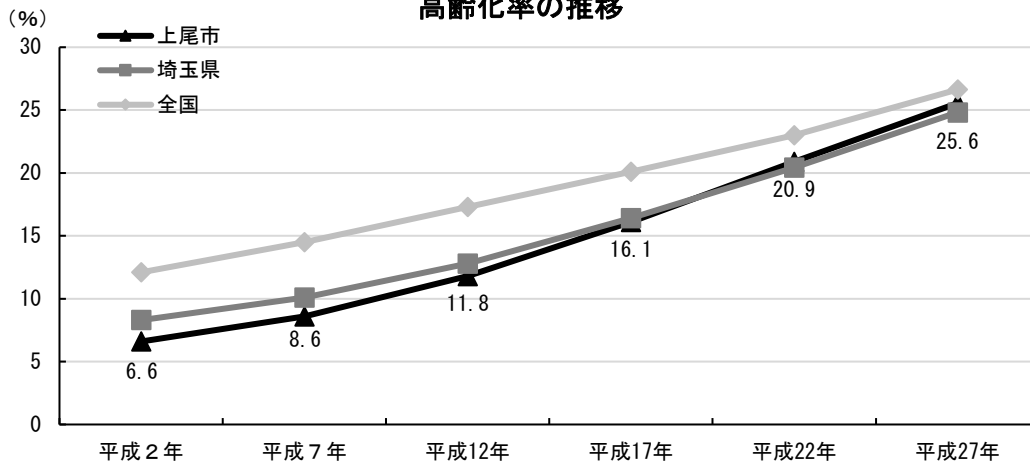
資料：埼玉県保健医療政策課

出生数



資料：統計あげお

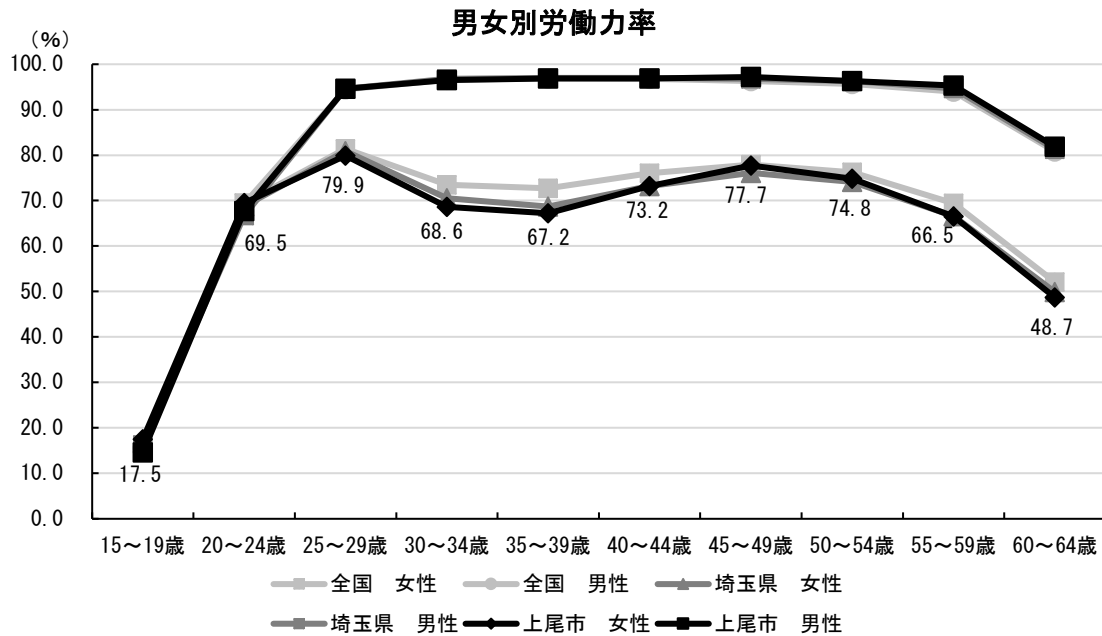
高齢化率の推移



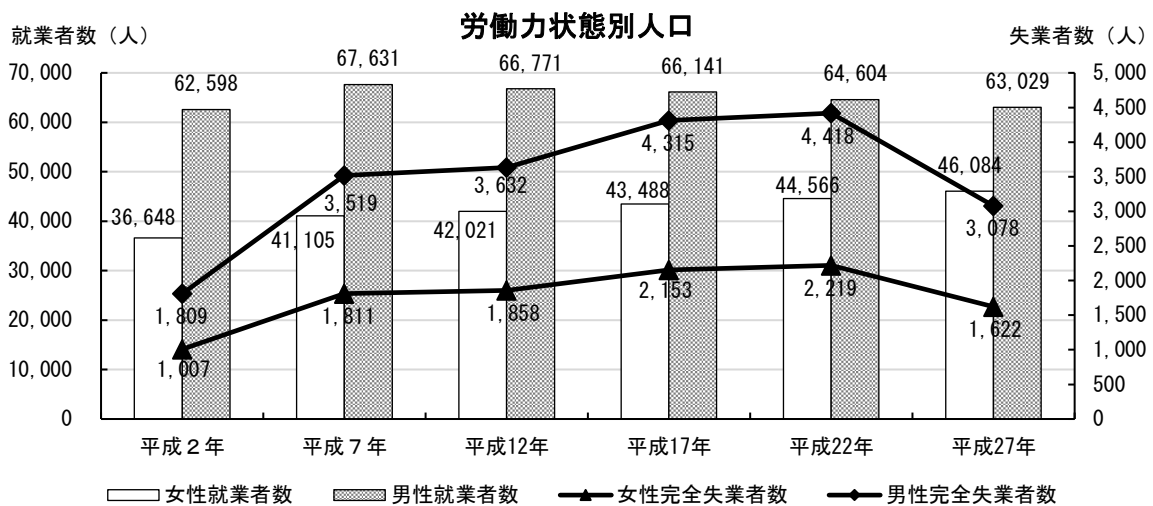
資料：国勢調査

本市の合計特殊出生率*は、平成27(2015)年に埼玉県を上回り、国と同程度となりましたが、それ以降は減少し、国や埼玉県に比べて低水準となっています。出生数についても、平成27(2015)年以降減少傾向にあります。

また、本市の高齢化率は上昇傾向にあり、国や埼玉県と同程度となっています。



資料：国勢調査（平成27（2015）年）



資料：国勢調査

本市の女性の労働力率*は、30～39歳で7割以下と低くなっており、35～39歳で67.2%となっています。国や埼玉県も同様の傾向が見られ、出産・育児のために仕事を中断するM字型曲線*を描いています。

また、女性の就業者数は増加傾向にありますが、男性は平成7（1995）年をピークに、徐々に減少しつつあります。完全失業者数は平成22（2010）年までは男女ともに増加傾向にありましたが、平成27（2015）年には男女ともに大幅に減少しました。

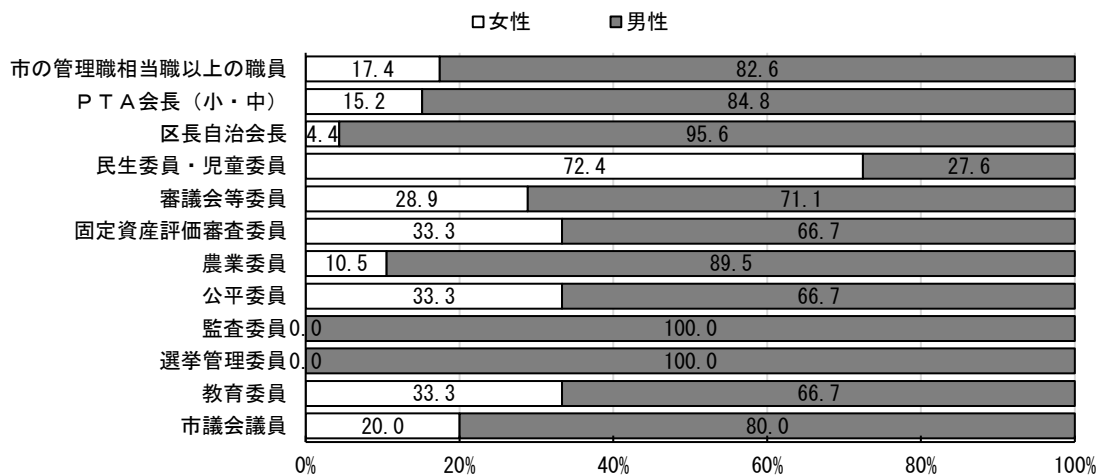
II 政策・方針決定過程への参画状況

上尾市における男女の登用状況（令和2（2020）年4月1日）

委員会名称等	女性（人）	男性（人）	全体（人）
市議会議員	6	24	30
教育委員	2	4	6
選挙管理委員	0	4	4
監査委員	0	3	3
公平委員	1	2	3
農業委員	2	17	19
固定資産評価審査委員	1	2	3
審議会等委員	214	527	741
民生委員・児童委員	213	81	294
自治会長	5	109	114
P T A会長（小・中）	5	28	33
市の管理職相当職以上の職員	35	166	201
合計	484	967	1451

資料：上尾市

上尾市における男女の登用状況



令和2（2020）年4月1日時点の本市の男女の登用状況は、監査委員と選挙管理委員に女性が登用されていない一方で、民生委員・児童委員は女性が7割以上を占めるように、各委員によって男女差が大きくなっています。依然として多くの委員会等で女性の登用が進んでいないため、積極的な取り組みが必要です。

2 市民意識調査の結果

上尾市男女共同参画に関する市民の意識や実態を総合的に把握し、今後の男女共同参画の施策に反映させることを目的として、「上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施しました。

● 調査設計

調査対象：市内に居住する満18歳以上の男女（住民基本台帳から無作為抽出）

調査方法：郵送法（郵送配布－郵送回収）

調査期間：令和元（2019）年9月25日（水）～10月24日（木）

● 回収結果

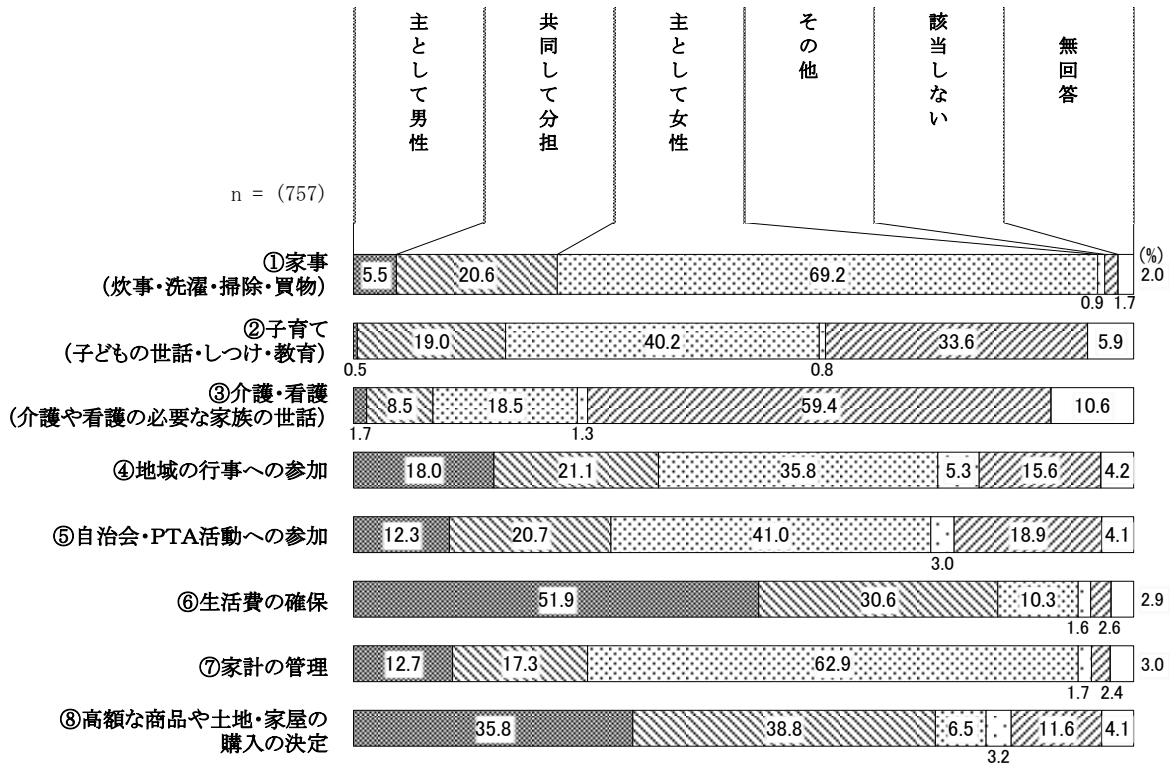
発送数：2,000票

有効回収数：757票（有効回収率：37.9%）

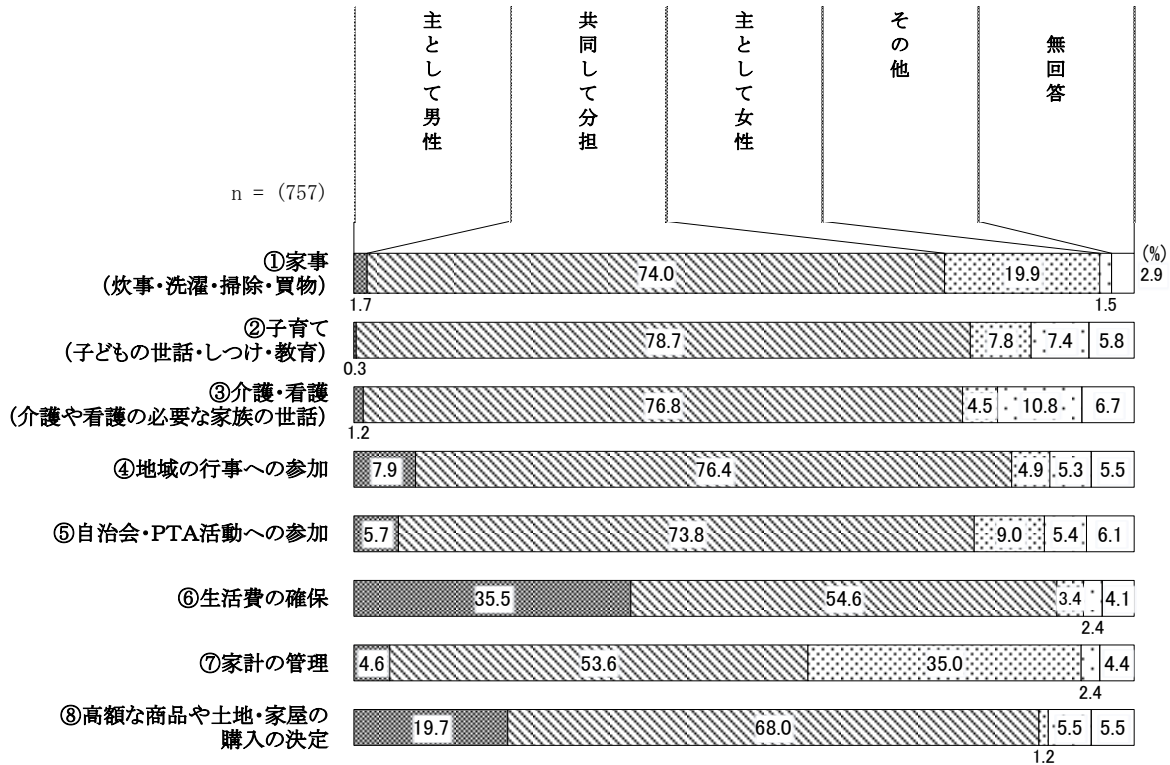
【家庭生活について】

- 家庭生活における役割分担について、実態としては「家事」は共同して分担が20.6%で、計画の目標値である20.0%をわずかに達成しています。しかし、「生活費の確保」と「高額な商品や土地・家屋の購入の決定」を除くすべての項目で、主として女性がその役割を担っており、依然として家庭における女性の負担が重い現状がうかがえます。
- 家庭生活における役割分担の理想として、ほとんどの項目で「共同して分担」の意識が高く、実態と理想でギャップが生じています。一方で、「家事」や「家計の管理」は女性、「生活費の確保」や「高額な商品や土地・家屋の購入の決定」は男性が担うべきであるという回答も見られ、家庭内での性別による固定的な役割分担意識が未だに残っています。

<家庭生活における役割分担（実態）について>



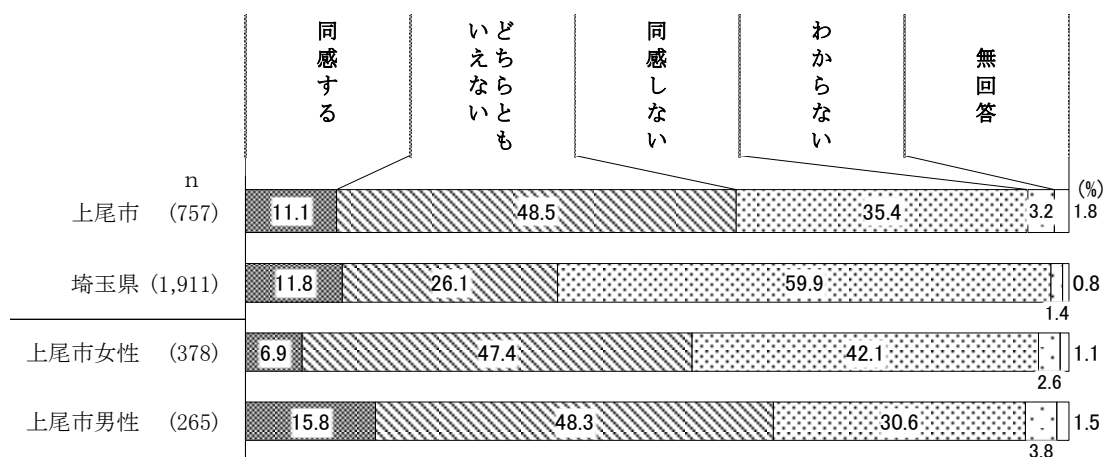
<家庭生活における役割分担（理想）について>



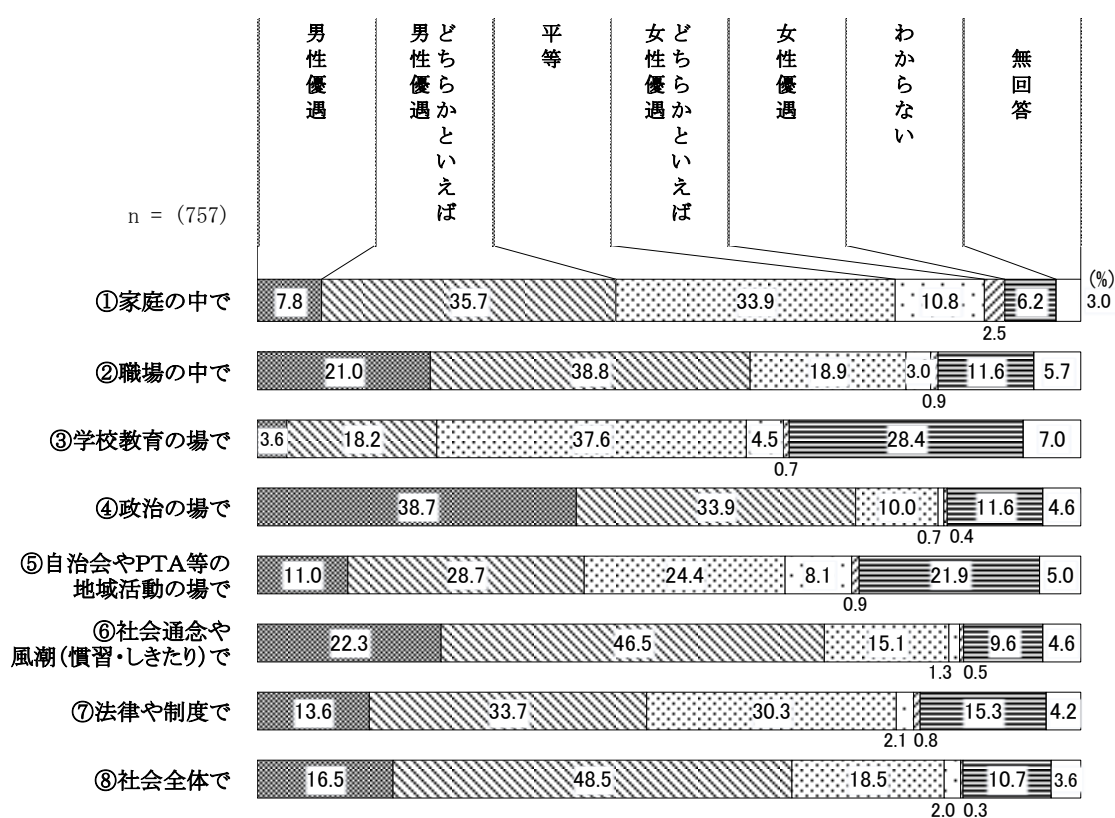
【男女平等に関する意識について】

- 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「同感する」は男性が女性より高く、「同感しない」は女性が男性より高くなっていることから、意識に男女差が見られます。特に男性の高齢層で「同感する」が高くなっており、世代間での意識の差も見受けられます。また、「同感しない」が埼玉県を大きく下回っており、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた取り組みが重要です。
- 「学校教育の場」を除き、すべての分野で男性が優遇であるとの認識が強く、特に「政治の場」、「社会通念や風潮（慣習・しきたり）」、「社会全体」で過半数を占めています。また、女性は男性よりも、男性が優遇であると感じている傾向が見られ、平等感には男女差が見られます。

<「男性は仕事、女性は家庭」という男女の役割分担意識について>



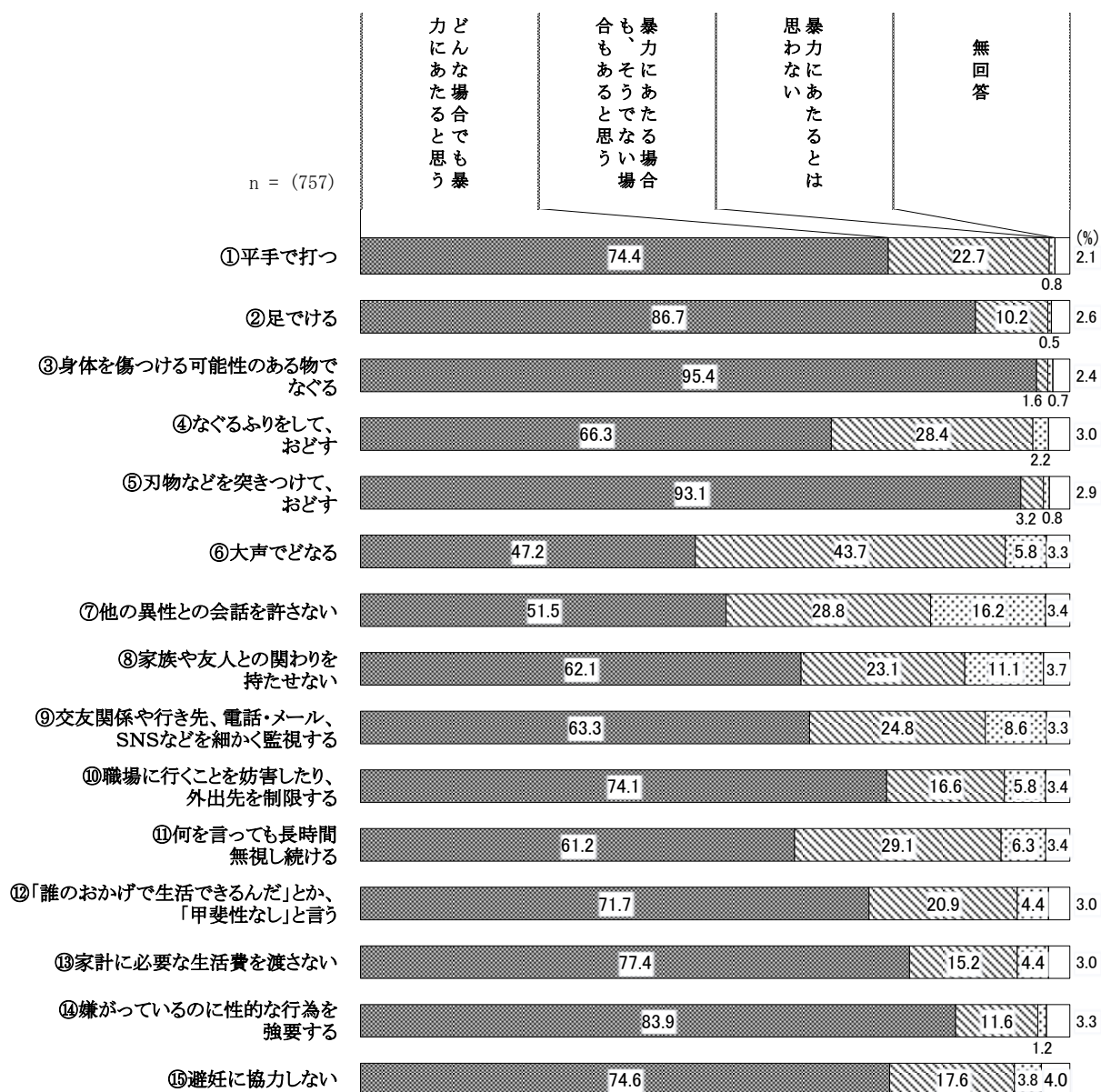
<女性と男性の地位の平等感について>



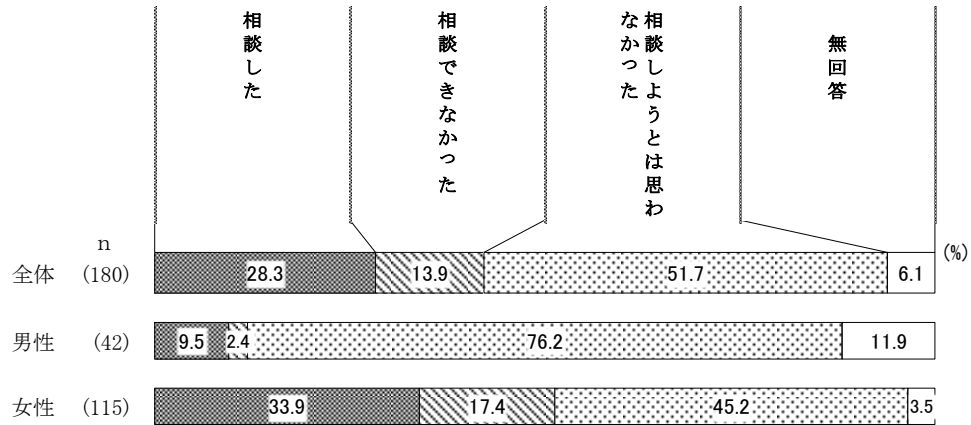
【人権について】

- 「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合は、多くの項目で女性が男性を上回っており、暴力としての認識に男女差が見られます。
- 配偶者・パートナーへの加害経験は男性のほうが多く、被害経験は女性のほうが多くなっており、依然としてDVの被害者は女性が多くなっています。
- 被害経験について女性の3割以上は相談していますが、男性では1割未満となっています。相談できなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が男女ともに多くなっています。DVについての啓発を推進するとともに、相談体制等被害者支援の周知、充実も課題となっています。

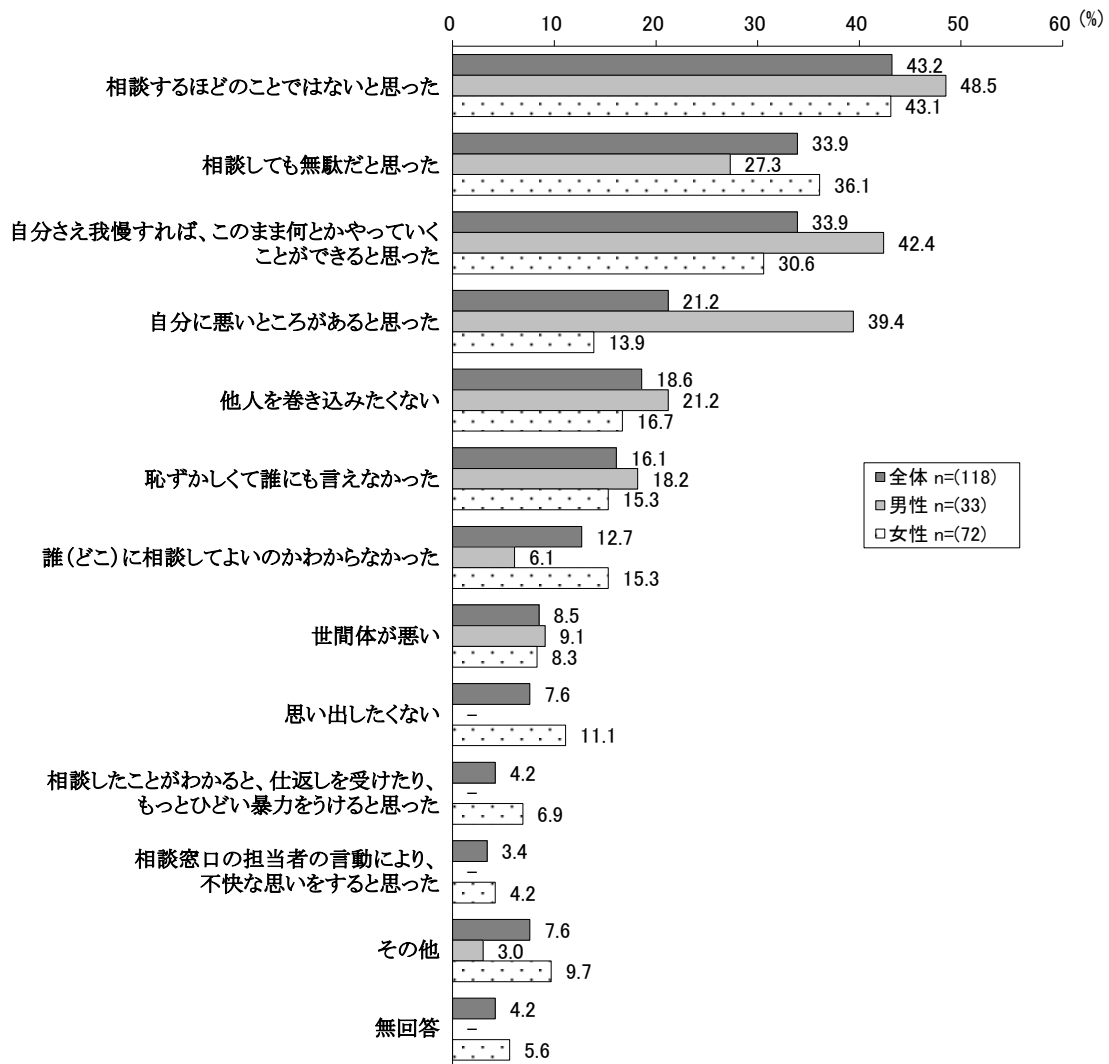
<配偶者・パートナー間での行為における暴力としての認識について>



<配偶者・パートナーからの被害の相談経験について>

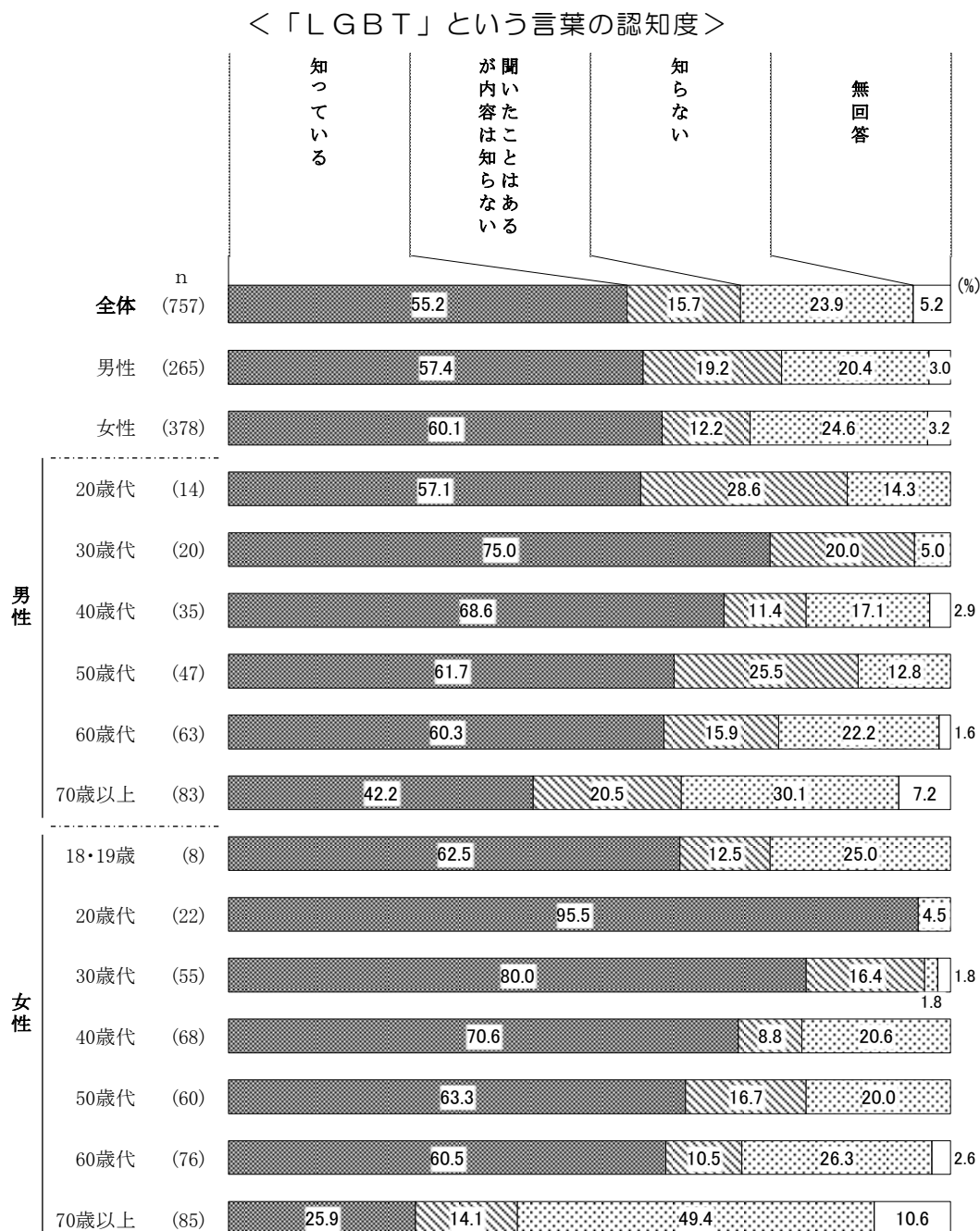


<相談できなかった理由>



【性について】

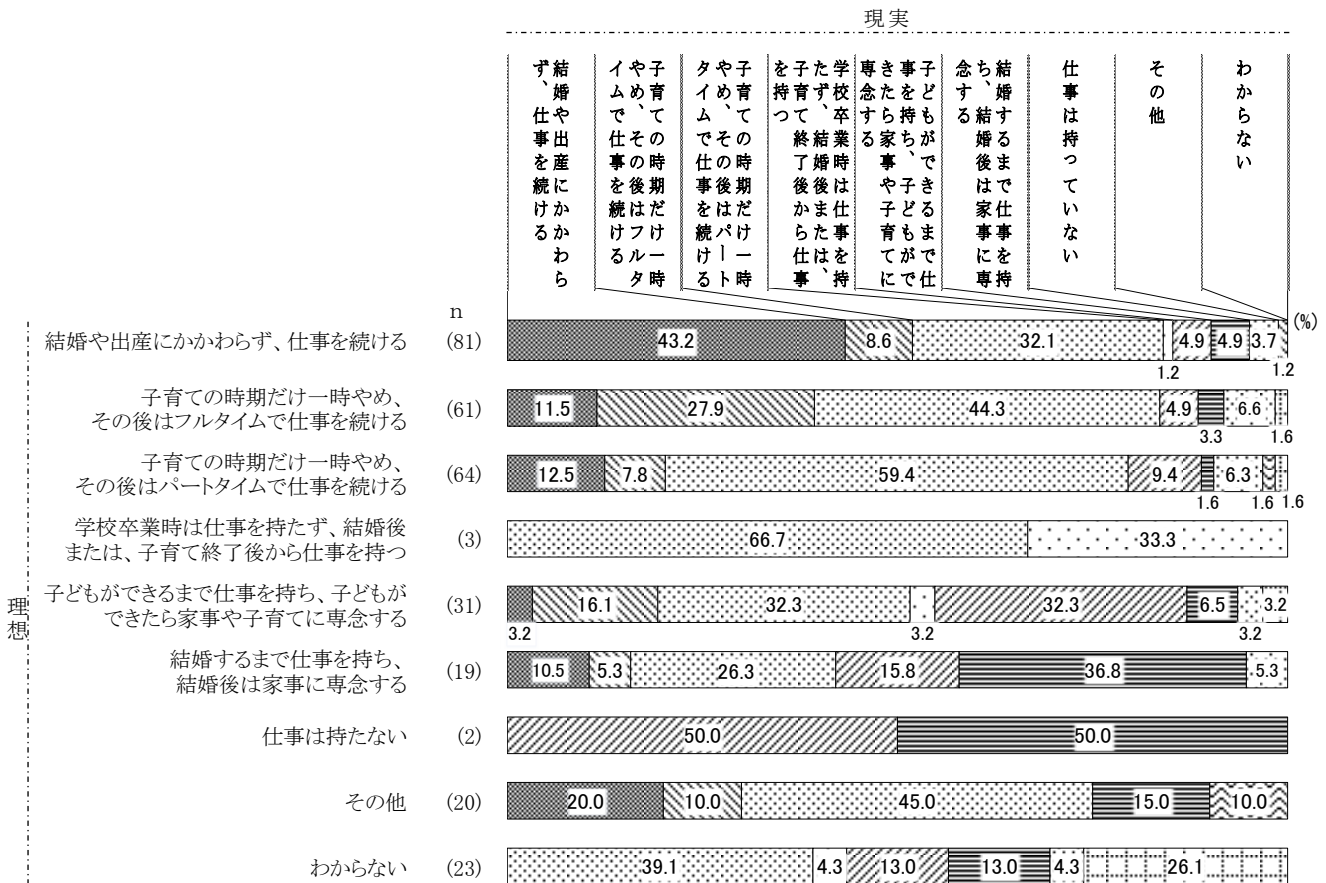
●「LGBT*」の認知度について、男女ともに知っている人は過半数を占めています。しかし、年代が上がるごとに知っている人の割合は減少傾向にあるため、年代差を解消するよう幅広く周知・啓発を進めていく必要があります。



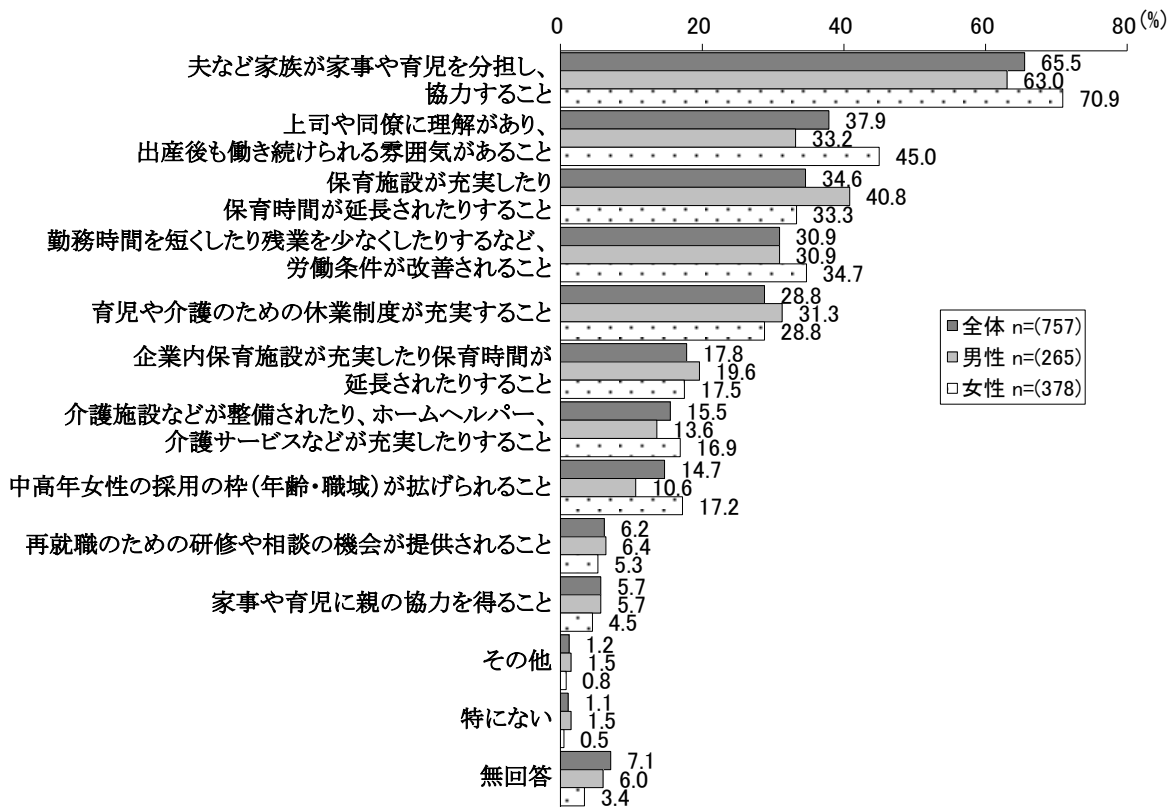
【就業について】

- 女性の働き方について、結婚や出産にかかわらず、仕事を続けることを希望する女性が最も多い一方で、実際には子育てのために一時仕事を辞め、その後パートタイムで復帰するという働き方が3割以上を占めており、子育てを理由に就労継続を断念するケースが多くなっています。
- フルタイムでの復帰を希望しても、実際はパートタイムで復帰している女性は4割以上となっており、希望通りに働くことができないケースも多く見られるため、女性の就労継続、再就職支援を今後も続けていく必要があります。
- 女性の就労継続や再就職のために必要なこととして、男女ともに「夫など家族が家事や育児を分担し、協力すること」が求められています。

＜女性の働き方の現実と理想のマッチング＞



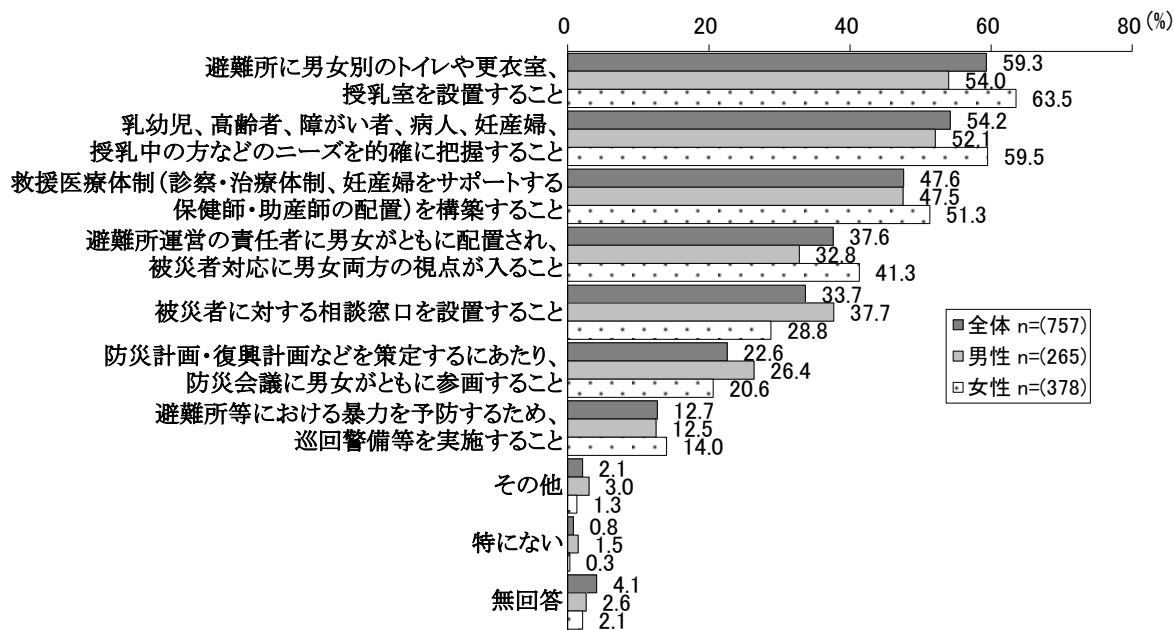
＜女性が働き続けたり、再就職するために必要なこと＞



【防災について】

●防災・災害復興対策について、「避難所に男女別のトイレや更衣室、授乳室を設置すること」、「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦、授乳中の方などのニーズを的確に把握すること」、「救援医療体制（診察・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置）を構築すること」が、男女ともに特に求められています。

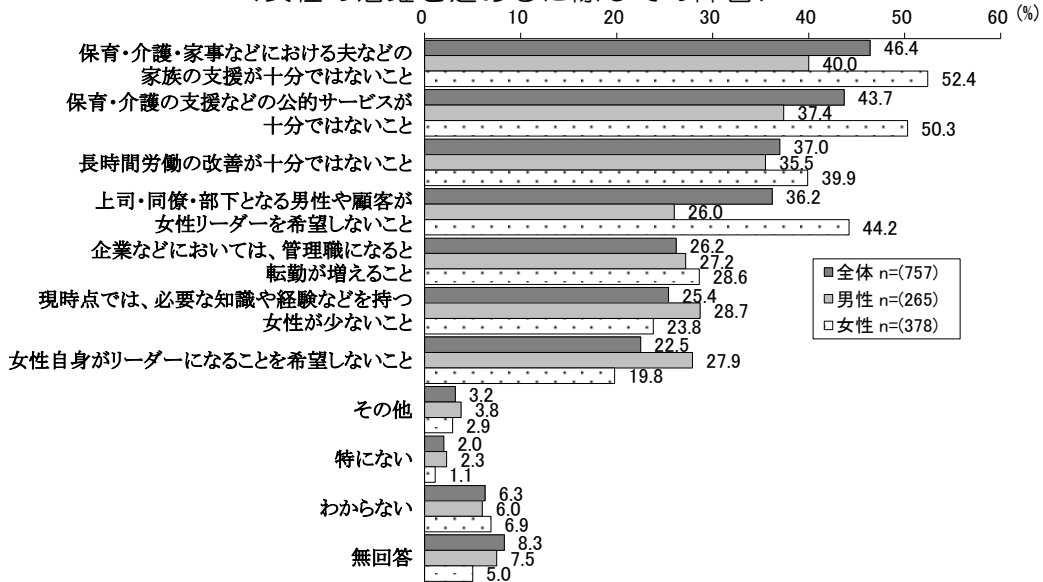
＜防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があること＞



【女性の活躍推進について】

- 女性リーダーを増やすときの障害としては、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」や「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」、「長時間労働の改善が十分ではないこと」が男女ともに多く挙げられています。
- 女性は男性側の意識を障害の一因として多く挙げている一方で、男性は女性の意識や能力についての回答が多く、男女で認識に差があることがうかがえます。

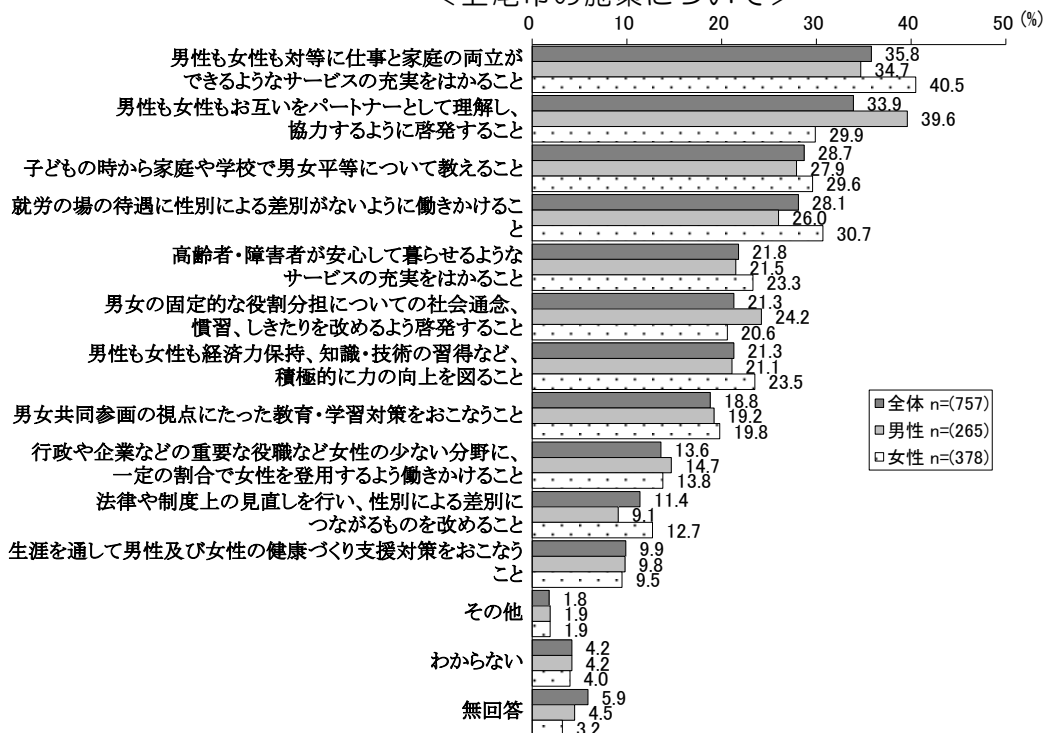
＜女性の活躍を進めるに際しての障害＞



【市の男女共同参画の推進に関する施策について】

- 女性では「男女が対等に仕事と家庭の両立ができるサービスの充実」、男性では「男女がお互いをパートナーとして理解・協力するよう啓発すること」に最も力を入れるべきであると考えており、男女で差が見られます。

＜上尾市の施策について＞



3 第2次男女共同参画計画の取組と課題

目標1 男女共同参画の意識づくり

【取組】

- 児童虐待防止に向けて、「上尾市子ども支援ネットワーク*」において定期的に会議を開催し、関係機関との情報の共有化、調整機関としての充実を図ることで、関係機関との連携、支援体制が強化され、迅速な対応が可能となりました。
- 性別による固定的な役割分担意識の見直しを図るため、市内全戸配布である「広報あげお」や市のホームページを活用した市民への啓発活動、男女共同参画講座を実施しました。
- 学校教育において、「男女平等教育」、「性に関する指導・エイズ教育」の全体計画・年間指導計画を作成し、共通理解の下、児童生徒の発達段階に応じた教育活動を行いました。また、各小・中学校教諭を対象に、教育課程の精査による実施確認や、体育主任を対象とした資質向上研修等を行いました。

【課題】

- DV・児童虐待事案やそれに伴う報道が増加し、市民の関心は高まっています。さらなる市民意識向上のため、様々な媒体による広報啓発が必要です。また、DV防止や児童虐待防止に向けて、関係機関の一層の連携強化が求められています。
- スマートフォンやSNSの普及に伴ういじめや犯罪等のトラブルが増加しています。継続して情報モラル教育に取り組むとともに、多様化するトラブルに新たに対応していく必要があります。
- 市民意識調査から、あらゆる場において男性優遇という認識が高く、平等感には男女差も見受けられます。また、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に「同感しない」とする割合は35.4%と、目標値を達成することができませんでした。依然として残る性別による固定的な役割分担意識の解消や、男女平等意識の醸成に向けて、さらなる取組が必要です。
- 多様な性のあり方への社会的関心が高まっている中で、性別や性的指向*・性自認*等にかかわらず、多様性を認め、互いを理解・尊重しあえる社会の実現に向けて、啓発活動の拡充、制度の整備が重要となっています。

目標2 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり

【取組】

- 様々な問題で悩んでいる女性のために、「女性のための相談」や「女性のための法律相談」等を通して、問題解決に向けて相談を実施しました。また、女性相談事業の案内チラシ・カードを作成し、市内公共施設や女性トイレ等に設置し、周知を行いました。
- 市民向けのDV・デートDV*に関する講座や、学校ヘデートDV等に関する出張講座を実施し、広く意識啓発を行いました。
- 平成25（2013）年3月から上尾市配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、関係機関の連携を密にすることで、被害者の自立支援に取り組みました。
- 上尾市DV対策庁内連絡会議を設置し、「上尾市DV被害者支援マニュアル」を作成するとともに、連絡会議の中でDVに関する研修を実施しました。

【課題】

- 学校へのDV・デートDVに関する出張講座を拡充することで、若い世代においても暴力を許さない意識を醸成し、加害者にも被害者にもならないために、学習の機会を拡大する必要があります。
- 予期せぬ妊娠等による若年妊婦等は、周囲に不安を打ち明けることができず、様々な困難を抱えてしまう恐れがあります。不安を抱えた若年妊婦等への支援として、相談先の周知等を充実させます。
- DV等の被害者支援に係る各種窓口における二次被害を防ぐために、職員のさらなるスキル向上を推進し、被害者の立場を理解し、適切な対応を取ることができるよう努めます。

目標3 男女共同参画の環境づくり

【取組】

- 多様な子育てのニーズに対応するために、保育施設の整備、保育サービスや学童保育の充実を図りました。
- 市民意識調査において、家事（炊事・洗濯・掃除・買物）を「共同して分担」と回答した割合は2割以上となり、目標値を達成しました。共働き世帯が増加する中で、男性の家事への参画意識が上昇傾向にあることがうかがえます。また、男性の家庭への参画を推進するために、男性が参加しやすい講座を開催しました。
- 高齢化の進展による介護サービスのニーズの高まりを受け、介護支援専門員や地域包括支援センター職員等の資質向上に向けて、研修会を実施しました。
- 女性の地位向上を図るため、自主的に地域・社会活動事業を行う活動団体に補助金の交付や活動場所を提供し、団体の活動と市民交流を支援しました。
- 「こんにちは赤ちゃん訪問*」の全戸訪問実施により、家庭と地域社会をつなぐ機会を提供し、子育ての孤立化を防ぐための取り組みを行いました。

【課題】

- 近年頻発する自然災害により防災分野における課題が顕在化しています。地域防災においても、男女共同参画及び性的少数者の視点に立った防災意識の啓発や、地域防災計画、各種マニュアル等の整備が必要です。
- 市民意識調査から、結婚や出産にかかわらず就労継続を望む女性は多いものの、希望通りにならず、一時的に仕事を辞めざるを得ない状況が続いています。また、パートタイムでの復帰を余儀なくされることも少なくありません。女性が働き続けられる職場環境の整備や、希望通りの復帰ができるよう支援をする必要があります。
- 市民意識調査から、職場の中で「男性優遇」と感じる女性の割合は男性に比べ多くなっています。引き続き、事業所等に対し、男女双方に対する差別の禁止等、男女雇用機会均等法の普及・啓発をする必要があります。

目標4 男女共同参画のシステムづくり

【取組】

- 働きやすい職場環境づくりを進めるために、庁内の各所属に配置されているハラスメント防止推進委員及び新任管理職職員を対象としたハラスメント防止研修を実施しました。
- 男性職員の育児休業取得について、子育て支援パンフレットを作成し、配布するとともに、子育ての体験談をまとめた特集を組むなどして、育児休業制度の周知を図りました。
- ワーク・ライフ・バランス*デーの実施について、庁内放送・庁内LANでの周知と活用呼びかけを行いました。

【課題】

- 各種審議会等への女性委員の委嘱推進を図るため、改選時に事務局を置く所属に対し、女性の登用を依頼することで、審議会等における女性委員の登用率は少しずつ向上していますが、令和元（2019）年度の審議会等における女性委員の割合は28.2%となっており、目標値には達していないことから、改選時に登用に配慮したさらなる取り組みが必要です。
- 令和元（2019）年度の男性職員の育児休業取得率は4.9%となっており、目標値に達していないことから、さらなる制度周知を図るとともに、相談しやすい職場づくりに努める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営む権利が確保されること。
- (6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力が根絶されること。
- (7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は国際的な協調の下に行われること。

基本理念の下「みとめ合い 思いやり とともに輝く！」を掲げ、男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の推進・管理

- 上尾市男女共同参画推進本部、上尾市男女共同参画庁内推進会議等で全庁的に取り組んでいきます。
- 上尾市男女共同参画審議会の意見を伺います。
- 市民、事業者等と協働して取り組み、計画的に進めていきます。
- 国、県、他の市町村等との連携を図っていきます。
- 数値目標を設定します。また、社会状況や今後の見通し等を勘案した適切な数値設定や見直しを行います。

3 計画の重点項目

計画を推進するにあたり、本市の課題を解決するために、計画の体系の中で次の4つの項目を重点項目とします。

重点項目1 多様な生き方を尊重できる社会実現に向けた取組の推進

市民意識調査の結果から、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることがわかりました。また、多様な性のあり方への社会的関心が高まっているものの、性的少数者に対する差別や偏見は解消されていません。性別による固定的な役割分担意識が解消され、性別や性的指向・性自認等にかかわらず、多様性を認め、互いを理解・尊重しあえる社会の実現に向けて、啓発活動の拡充、制度の整備を展開します。

重点項目2 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

暴力は身体だけでなく心へも大きな影響を与え、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重大な課題です。

本市においても、配偶者暴力相談支援センター業務を開設後、年々DV被害相談件数が増加傾向にあります。配偶者等からの暴力の根絶に向けて、暴力を許さない社会意識の醸成に取り組むとともに、関係機関と連携した被害の早期発見や、被害者の安全確保、自立に向けた支援体制の強化、充実を図ります。

重点項目3 あらゆる分野における女性の参画の推進と支援

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努め、女性が多様な働き方を選択できる社会づくりを推進します。また、地域や防災分野を含むあらゆる分野の政策・方針決定の場で、女性が自らの能力を最大限に発揮できるよう支援を行います。

重点項目4 男女共同参画の視点に立った教育・啓発活動の充実

多様な生き方を尊重できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃からの教育や啓発活動が重要となります。幼児期や学校での教育を通じ、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

また、暴力の被害者になりやすい子どもや若年層に対し、暴力を許さない意識を醸成し、加害者にも被害者にもならないための、性教育等の学習の機会を拡大します。

4 計画の体系

目標	課題	施策
1 多様な生き方を選択できる（尊重できる）意識づくり	1 人権尊重意識の普及・浸透	1 人権意識と性の多様性の理解の促進 2 メディアにおける男女の人権尊重の推進
	2 男女共同参画の意識づくりの推進	1 性別による固定的な役割分担意識の見直しの推進 2 広報・啓発活動の推進 3 男女共同参画に関する情報の収集・提供の充実
	3 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の充実	1 教育の場における男女平等教育の推進 2 男女共同参画の視点に立つ家庭教育の推進 3 男女共同参画の視点に立つ生涯学習の推進
2 だれもが安心して暮らせる社会づくり	1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	1 配偶者等からの暴力の防止に向けた広報・意識啓発の充実 2 児童虐待防止の推進 3 被害者への支援体制の充実 4 研修機会の充実
	2 生涯を通じた心身の健康づくり	1 男女の性を尊重する健康づくりの推進 2 母子保健事業の推進 3 ライフステージに応じた男女の健康支援の推進
	3 困難に直面した男女等が安心して暮らせる環境の整備	1 ひとり親家庭等への経済的自立の支援とシングルマザーへの就労支援の充実 2 高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりの推進 3 障がいのある人が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりの推進 4 男女共同参画の視点に立つ国際理解と国際交流の推進
3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	1 家庭における男女共同参画の推進	1 子育てと介護支援の推進
	2 地域社会における男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の推進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	1 働く場における男女共同参画の推進 2 働きやすい職場環境づくりの推進 3 女性の就業継続・起業支援の推進 4 女性のチャレンジ支援とキャリア教育*の推進
	4 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備	1 防災の分野における男女共同参画の推進
4 男女共同参画のシステムづくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	1 審議会等への女性の登用促進 2 女性のリーダーの育成・支援の推進 3 女性による市政への参加の促進
	2 庁内における男女共同参画の推進体制の整備	1 庁内の男女共同参画の推進 2 男女共同参画推進体制の充実
	3 市民・事業者等と協働した計画の推進	1 市民・事業者等との協働による計画の推進

第4章 施策の展開

目標1 多様な生き方を選択できる（尊重できる）意識づくり

男女共同参画社会の実現には、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を解消し、あらゆる場において男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合いながら、対等に参画していく必要があります。

法整備等は進みつつありますが、性別による固定的な役割分担意識は家庭や地域、職場等あらゆる場に根強く残っており、男女間の格差を生み出し、男性の家庭参画や女性の社会進出を阻害する要因となっています。

また、近年、性の多様性についての社会的認識が広まりつつありますが、依然として性的少数者に対する偏見や差別は解消されていません。多様な性のあり方について理解促進を図る必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けて、メディア等さまざまな媒体を活用した情報提供や周知・啓発を行うことに加え、幼少期から発達段階に応じた教育を推進し、人権・男女平等意識の浸透・定着に取り組むことが必要です。

【目標値】

推進目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的な役割分担意識について「同感しない」人の割合を増やします。	35.4%	55.0%
「社会全体」において男女の地位が「平等」と感じる人の割合を増やします。	18.5%	50.0%
パートナーシップ宣誓制度*について知っている人の割合を増やします。	—	85.0%

課題 1 人権尊重意識の普及・浸透

《施策の方向と取り組み》

男女が互いの人権を尊重し、自らの意思に基づき一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、互いの人権を尊重し、理解を深めるために、性を尊重する意識の啓発に努めます。

講演会等を通じた啓発活動や、メディア・リテラシー*向上に向けた取り組みを推進します。

施策 1 人権意識と性の多様性の理解の促進

番号	事業	事業概要	担当課
1	人権意識の高揚と人権問題への理解の促進	人権を尊重する意識の高揚と、人権問題への正しい理解の促進のための周知・啓発を図ります。 1.啓発パンフレット等の作成による啓発 2.人権セミナー・講演会等の開催	人権男女共同参画課
2	性の多様性の理解の促進	性の多様性を尊重する意識を高めるための周知・啓発および支援に取り組みます。 3.ガイドライン等による職員の意識向上 4.パートナーシップ宣誓制度等の支援策の導入 5.研修や啓発の充実等	人権男女共同参画課

施策 2 メディアにおける男女の人権尊重の推進

番号	事業	事業概要	担当課
3	メディア・リテラシー向上の推進	市民・職員が、メディアに対して、性、暴力表現や、人権侵害の表現を読み解く力を養います。 6.メディア・リテラシーの啓発 7.市の発行物等における表現の留意	広報広聴課 人権男女共同参画課

課題2 男女共同参画の意識づくりの推進

《施策の方向と取り組み》

男女間の格差や不平等の解消に向けて、性別による固定的な役割分担意識を見直す機会の提供や、男女共同参画に関する啓発、情報の収集・提供を進めます。

施策1 性別による固定的な役割分担意識の見直しの推進

番号	事業	事業概要	担当課
4	学習機会の提供	「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識の見直しを図ります。 8.男女共同参画に関する講座等の開催 9.男女共同参画の視点に立った性教育、性感染症教育等、人権を尊重した講座等の開催	人権男女共同参画課

施策2 広報・啓発活動の推進

番号	事業	事業概要	担当課
5	男女共同参画に関する啓発活動の推進	市が管理する広報媒体を通じて、男女共同参画に関する啓発活動を行います。 10.男女共同参画情報紙「Duet」や「広報あげお」、ホームページなどによる啓発	人権男女共同参画課

施策3 男女共同参画に関する情報の収集・提供の充実

番号	事業	事業概要	担当課
6	男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画に関する情報を収集します。また、施策の進捗状況、実施状況を公表します。 11.国、県、他市町村の男女共同参画やジェンダー関連情報の収集と提供 12.図書購入と配架・閲覧 13.年次報告書の作成、公表	人権男女共同参画課

課題3 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の充実

《施策の方向と取り組み》

性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性や能力を認め合えるように、学校教育において男女平等教育を推進するとともに、幼少期から発達段階に応じた教育を展開します。

また、幼少期は家族や周囲の環境の影響を強く受けるため、家庭における男女平等教育の重要性を啓発します。

施策1 教育の場における男女平等教育の推進

番号	事業	事業概要	担当課
7	幼児期や学校における男女平等教育の推進	<p>幼児期や学校において、性別にとらわれず、個々の児童、生徒の適性を重視した教育活動を推進し、人権や男女平等に関する意識啓発を行います。加えて、男女平等の視点から教職員に対する研修を実施します。</p> <p>14.男女共同参画の視点に立つ学校教育の推進と実施 15.個性を尊重した指導の推進 16.教職員等への研修 17.幼児期における人権や男女平等の意識形成のための保育と教育の充実</p>	<p>指導課 保育課 人権男女共同参画課</p>

施策2 男女共同参画の視点に立つ家庭教育の推進

番号	事業	事業概要	担当課
8	家庭における男女共同参画意識啓発の推進	<p>家庭におけるしつけや教育は、保護者の考え方が男女平等意識に大きな影響を及ぼすことから、家庭教育の重要性を啓発していきます。</p> <p>18.家庭における性別による固定的な役割分担意識是正の広報等による啓発 19.家庭教育に関する学習機会の充実</p>	<p>人権男女共同参画課 生涯学習課 関係各課</p>

施策3 男女共同参画の視点に立つ生涯学習の推進

番号	事業	事業概要	担当課
9	性別・年齢にとられない生涯学習機会の提供・充実の推進	<p>身近な地域においての各種講座、セミナーの開催等により男女共同参画の視点に立つ生涯学習講座を企画・運営します。</p> <p>20.男女共同参画関連講座の充実</p>	<p>人権男女共同参画課 関係各課</p>

目標2 だれもが安心して暮らせる社会づくり

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、人権を著しく侵害する重大な犯罪行為です。DVは家庭内で発生しやすいことから周囲の目に触れにくく、被害が潜在化する傾向にあり、児童虐待が併発していることもあります。また、家庭内における暴力だけではなく、若年層において交際相手から暴力を受ける、デートDVも大きな問題となっています。

DV等の暴力の根絶に向けて、暴力を許さないという社会意識の醸成に取り組むとともに、関係機関と連携した被害の早期発見や、被害者の安全の確保、自立支援を進めることが重要です。

女性には、妊娠・出産や、女性特有の疾病等、ライフステージに応じて男性とは異なる身体上・健康上の問題に直面することがあります。性に関する正しい知識の啓発に取り組む必要があります。

また、誰もが安心して暮らせる環境づくりも重要です。ひとり親家庭であることや高齢であること、障がいがあることや外国人であること等に加え、女性であることで複合的に困難に陥りやすくなることに留意し、地域で支え合う必要があります。

【目標値】

推進目標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
夫婦間における右記の行為を暴力として認識する人の割合を増やします。	平手で打つ	74.4%	100.0%
	なぐるふりをして、おどす	66.3%	100.0%
性と生殖に関する健康と権利*（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について「内容を知っている」、「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計の割合を増やします。		24.5%	50.0%

課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

《施策の方向と取り組み》

DV、デートDV、児童虐待等あらゆる暴力の防止のために、意識啓発に努めます。また、関係機関との連携体制を構築し、職員研修を充実させることで、被害の早期発見や被害者の安全確保と保護、自立までの支援を強化します。

施策1 配偶者等からの暴力の防止に向けた広報・意識啓発の充実

番号	事業	事業概要	担当課
10	DV・デートDV防止のための広報・啓発活動	DV・デートDVの防止に向けて情報の提供を行い、広報・啓発活動を行います。 21.講演会、講座等の開催による啓発	人権男女共同参画課 関係各課
11	女性に対する暴力から人権を守る活動の推進	性犯罪、ストーカー行為、売買春等女性へのあらゆる暴力の根絶に向けて啓発活動を行います。 22.講演会、講座等の開催による啓発	人権男女共同参画課

施策2 児童虐待防止の推進

番号	事業	事業概要	担当課
12	児童虐待防止に関する啓発活動の充実	関係機関と連携し、児童虐待防止に関する啓発活動を行います。 23.広報、ホームページ、パンフレット等による啓発	子ども・若者相談センター 健康増進課
13	児童虐待の早期発見と支援体制の充実	児童虐待が見つかった際には、関係機関と連携して、適切に対応をします。 24.上尾市子ども支援ネットワークによる連携 25.健康診断・各乳幼児健診時における虐待の発見	子ども・若者相談センター 保育課 健康増進課 学校保健課

施策3 被害者への支援体制の充実

番号	事業	事業概要	担当課
14	相談体制の充実	女性特有の相談やDVに関する相談の窓口を周知し、相談体制の充実を図ります。 26.女性のための相談、女性のための法律相談の実施 27.配偶者暴力相談支援センターの機能充実	人権男女共同参画課
15	自立に向けての支援の充実	被害者や被害者の子どもへ自立に向けての支援を行います。 28.生活保護等の経済的支援 29.個人情報保護の徹底 30.国民健康保険等への加入の支援 31.児童、生徒に対する就学援助 32.保育所への入所支援 33.必要な母子保健サービスの提供 34.心のケアを支援	生活支援課 子ども支援課 市民課 保険年金課 関係各課
16	関係機関との連携の推進	警察等の関係機関と緊密な連携・協力関係を保ち、被害者の安全確保の支援を行います。 35.上尾市DV対策庁内連絡会議による連携 36.関係機関との連携 37.一時保護施設等への入所支援	人権男女共同参画課 関係各課

施策4 研修機会の充実

番号	事業	事業概要	担当課
17	被害者支援に向けた研修の実施	被害者に対する二次被害を防ぐために、暴力の特性や被害者の立場を理解し、適切な対応が図られるよう、人権や男女平等に関する意識啓発を行い、被害者支援に向けた研修を実施します。 38.DV被害者の支援を担当する職員や地域関係者等を対象とした研修の実施	人権男女共同参画課

課題2 生涯を通じた心身の健康づくり

《施策の方向と取り組み》

生涯を通じて心身ともに豊かな生活を送るために、性に関する正しい知識や、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の啓発、各種検（健）診やスポーツ活動等を通じた健康支援に努めます。

施策1 男女の性を尊重する健康づくりの推進

番号	事業	事業概要	担当課
18	性の尊重や心身の健康支援の推進	<p>性に関する正しい知識の啓発や不妊・不育に悩む女性に対する支援を推進します。</p> <p>39.相談体制の充実</p> <p>40.性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の広報・啓発</p> <p>41.HIV/エイズなどの性感染症に対する正しい知識の啓発・健康教育の促進</p> <p>42.不妊・不育治療等の経済的支援の推進</p>	<p>人権男女共同参画課</p> <p>健康増進課</p> <p>指導課</p> <p>学校保健課</p>

施策2 母子保健事業の推進

番号	事業	事業概要	担当課
19	母子の健康支援の推進	<p>妊娠・出産期、育児期における女性の健康支援を推進します。</p> <p>43.母子健康手帳交付時等における面接・相談の実施</p> <p>44.妊婦教室の開催</p> <p>45.妊産婦の健康支援の充実</p> <p>46.妊産婦・新生児訪問の実施</p>	<p>健康増進課</p>

施策3 ライフステージに応じた男女の健康支援の推進

番号	事業	事業概要	担当課
20	男女が共に人生を健康で過ごせる事業の推進	男女が共に心身ともに健康で健やかな毎日が過ごせるような健康教育・各種検（健）診を推進します。 47.健康講座・相談の実施 48.各種検（健）診による健康管理 49.第2次上尾市健康増進計画・食育推進計画による健康づくりの推進	健康増進課
21	スポーツ等を通じた健康づくりの推進	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、さまざまなライフステージに応じた健康づくりを推進します。 50.スポーツ・レクリエーション事業の充実 51.スポーツ等指導者の育成	スポーツ振興課

課題3 困難に直面した男女等が安心して暮らせる環境の整備

《施策の方向と取り組み》

誰もが安心して暮らせる環境づくりのために、貧困等の社会的に困難な状況に置かれやすい人々への支援を推進します。

施策1 ひとり親家庭等への経済的自立の支援とシングルマザーへの就労支援の充実

番号	事業	事業概要	担当課
22	ひとり親家庭等の経済的自立と就労支援	ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、国や県の施策事業及び市独自の事業の継続的实施を図ります。 52.ひとり親家庭自立支援給付金事業*の周知 53.シングルマザーへの就労支援	子ども支援課

施策2 高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりの推進

番号	事業	事業概要	担当課
23	高齢者が生きがいを持てる社会参加の促進	高齢者が健康で生きがいを持って社会参加、就労できるように支援します。 54.いきいきクラブへの活動の支援 55.シルバー人材センター事業への支援 56.高齢者学級の開催	高齢介護課 公民館
24	高齢者が安心できる地域づくりの推進	関係職員等への研修実施などにより、高齢者が安心できる身近な相談体制の充実を図ります。 57.市内施設への介護相談員の派遣 58.市内福祉施設関係職員等を対象とした研修の実施 59.地域包括支援センターによる事業の実施 60.民生委員による単身高齢者調査の実施	高齢介護課 関係各課

施策3 障がいのある人が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりの推進

番号	事業	事業概要	担当課
25	障がいのある人が生きがいを持てる社会参加の促進	障がいのある人が生きがいを持って社会参加できるように団体支援や講座開催による情報提供を実施します。 61.障がい者団体等への活動支援 62.障がい福祉サービス説明会や講座の開催 63.市内福祉施設関係職員を対象とした研修の実施	公民館 障害福祉課
26	障がいのある人が安心できる地域づくりの推進	関係団体への支援等を通じて、障がいのある人が安心できる地域づくりを推進します。 64.関係団体への支援 65.ユニバーサル・デザイン*やバリアフリー*によるまちづくりの推進	障害福祉課 都市計画課 関係各課

施策4 男女共同参画の視点に立つ国際理解と国際交流の推進

番号	事業	事業概要	担当課
27	国際理解のための啓発の推進	国際社会の男女共同参画の認識を深めるために、国際的な情報などを収集・提供し、講座を開催します。 66.男女共同参画に関する国際的な取り組みの情報収集と提供 67.外国人市民を含む市民の国際理解の促進	市民協働推進課 公民館 関係各課
28	外国人市民への支援と国際交流活動の充実	外国人市民が安心して生活できるような窓口相談や外国語による生活情報の充実を図ります。 68.外国人市民への相談事業 69.「広報あげお」等による生活情報の提供 70.国際交流活動関係団体との協働	市民協働推進課

目標3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

近年、男女ともに仕事と家庭の両立といったワーク・ライフ・バランスを意識する人が増加傾向にあり、男性の家庭参画意識の高まりも見受けられます。しかし、依然として家庭生活や地域生活における負担は女性のほうが大きい状態です。仕事との両立を図るために、子育て・介護サービスの充実や、男性の家庭生活、地域生活への参画を促す取組が重要です。

さらに、働く場におけるワーク・ライフ・バランスや男女平等の推進も重要です。女性の就労率は上昇傾向にありますが、働く場における性別による固定的な役割分担意識や、男性中心型の労働慣行が根付いており、仕事と家庭の両立や女性の就労継続を阻害しています。男女ともに自らの能力を十分発揮するために、職場環境の改善を推進する必要があります。

また、少子高齢化の進展により、労働力不足が懸念される中、社会においてあらゆる分野で女性が自らの能力を最大限に発揮できる環境の整備は喫緊の課題となっています。働きたい女性が多様な働き方を選択できるよう、就労支援や再就職、起業支援等を進め、女性と男性が対等に参画できる社会づくりを進める必要があります。

【目標値】

推進目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
家事（炊事・洗濯・掃除・買物）における役割分担（実態）について「共同して分担」の割合を増やします。	20.6%	30.0%
消防団における女性の割合を増やします。	1.5%	5.0%
補助金を活用して防災士資格を取得した女性の人数を増やします。	11人	20人

課題1 家庭における男女共同参画の推進

《施策の方向と取り組み》

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女がともに家庭に参画できるよう子育て・保育サービスや家族介護支援の充実を図ります。

施策1 子育てと介護支援の推進

番号	事業	事業概要	担当課
29	子育て・保育サービスの充実	<p>男女が共に子育てを担えるよう多様なニーズに応じた保育や学童保育サービスを提供し、子育て支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、関係機関と連携し、地域での子育て支援を推進します。</p> <p>71.待機児童の解消に向けた保育施設の整備 72.多様な保育サービスの充実（一時保育*、休日保育*、病児・病後児保育*の実施） 73.ファミリー・サポート・センター*の展開 74.子育て育児事業の充実（男性の育児教室含む） 75.育児相談事業の実施 76.児童館事業の展開 77.学童保育の充実</p>	保育課 （認可保育所） 発達支援相談センター 子育て支援センター 健康増進課 公民館 青少年課 （児童館） 子ども支援課
30	家族介護の支援の充実	<p>高齢者、障がいのある人等の介護を必要とする家族に対して仕事と家庭生活や介護を両立できるように支援します。</p> <p>78.家族会への支援の充実 79.相談体制の充実 80.家族介護教室等の開催 81.認知症サポーター*の養成 82.生活サポート事業*の継続</p>	高齢介護課 障害福祉課
31	男性の自立を支援する講座の開催	<p>男性の家庭への参画を推進するため、男性向けの家事等日常生活能力の取得・向上への取り組みを図ります。</p> <p>83.男性が参加しやすい講座の開催</p>	人権男女共同参画課 公民館 健康増進課

課題2 地域社会における男女共同参画の推進

《施策の方向と取り組み》

地域活動の多くを女性が担っている一方で、意思決定の役割は男性が担うことが多いことから、男性の参画を促進するとともに、活動の意思決定の場への女性の登用を推進します。また、市民活動団体等と連携することで、男女共同参画を推進します。

施策1 地域活動における男女共同参画の推進

番号	事業	事業概要	担当課
32	地域の住民組織における男女共同参画の推進	各種団体における男女共同参画を推進します。 84.地域社会や地域活動への男性の参画の推進 85.地域社会における政策方針決定過程への女性の参画の推進 86.自主防犯組織への女性の参画の推進	市民協働推進課 子育て支援センター 交通防犯課
33	ボランティア育成の推進	ボランティア育成のための講座を開設し、情報を提供します。 87.ボランティアの育成及び活動支援	市民協働推進課(市民活動支援センター) 関係各課
34	市民活動団体との連携	男女共同参画社会を実現するために活動している市民活動団体に対する支援を行います。 88.市民活動団体との連携の検討	市民協働推進課(市民活動支援センター) 人権男女共同参画課

課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援

《施策の方向と取り組み》

働く場において男女がともに能力や個性を十分に発揮して働くために、情報収集や啓発活動等の取り組みを進め、職場環境の整備に努めます。

また、女性の再就職や起業等に向けて、積極的な情報提供や企業への啓発、講座の実施等の支援に取り組みます。商業、工業、農業等自営業においても、女性の役割の重要性を周知し、さらなる地位向上を進めます。

施策1 働く場における男女共同参画の推進

番号	事業	事業概要	担当課
35	男女の雇用機会均等の確保の推進	雇用における男女の均等な機会と待遇を確保できるよう、関係機関と連携していきます。 89.男女雇用機会均等法の普及・啓発 90.ポジティブ・アクション*（積極的格差是正措置）の推進	商工課 人権男女共同参画課

施策2 働きやすい職場環境づくりの推進

番号	事業	事業概要	担当課
36	仕事と家庭が両立しやすい職場環境の推進	職場において、ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう企業に働きかけます。 91.育児・介護休業等の取得推進 92.ワーク・ライフ・バランス等制度の普及・啓発	人権男女共同参画課 商工課
37	各種ハラスメント防止のための広報・啓発活動	各種ハラスメント（パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等）の防止のための意識啓発を行います。 93.各種の啓発資料による啓発及び情報提供	人権男女共同参画課 商工課

施策3 女性の就業継続・起業支援の推進

番号	事業	事業概要	担当課
38	女性が能力を發揮できる就業支援の推進	女性の就業継続・再就職のための情報提供や講座の開設を推進します。 94.就業継続、再就職のための情報提供・講座の開催 95.企業における男女共同参画の啓発	人権男女共同参画課 商工課
39	女性の起業家支援体制の推進	女性の起業家育成のための情報提供や講座の開設を推進します。 96.女性の起業家のための情報提供・講座の開催	人権男女共同参画課 商工課
40	農業に従事する女性支援の推進	女性の家族従業者が、仕事と生活の両面において過度な負担を負うことがなく、労働意欲を持って働けるように推進します。 97.農業に関わる女性団体への支援	農政課

施策4 女性のチャレンジ支援とキャリア教育の推進

番号	事業	事業概要	担当課
41	女性が少なかった分野へのチャレンジ支援	従来、女性が少なかった分野へのチャレンジを支援するため、情報提供や講座を開催します。 98.農業系・理工系分野に関する情報提供 99.キャリア教育講座の開催	人権男女共同参画課

課題4 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備

《施策の方向と取り組み》

災害に強い地域づくりを目指し、自主防災組織への女性の参画促進や、地域防災計画や各種マニュアルに男女双方の視点を取り入れます。

施策1 防災の分野における男女共同参画の推進

番号	事業	事業概要	担当課
42	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	防災・災害復旧体制の分野において男女共同参画を推進し、地域における防災力の向上を推進します。 100.女性の防災士資格取得の推進 101.男女共同参画の視点でとらえた防災意識の啓発 102.男女共同参画の視点に立った地域防災計画・各種マニュアルの整備 103.消防団への女性の参画の推進	危機管理防災課 人権男女共同参画課 消防総務課

目標4 男女共同参画のシステムづくり

男女共同参画社会の実現には、方針・意思決定過程への女性の参画拡大が重要です。国においては、2020年代の可能な限り早期に、指導的立場の女性の割合を30%程度にすることを目標としています。本市においても、審議会等への女性登用を推進する必要があります。

また、男女共同参画の推進において、行政の果たす役割は大きく、市役所が率先して職場環境の整備や女性登用等に取り組むことで、男女共同参画のモデルを示します。

さらに、市民や事業者、国、県等と協働・連携することで、着実に計画を推進します。

【目標値】

推進目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
審議会等における女性委員の割合を増やします。	28.2%	40.0%
市役所における男性職員の育児休業等取得率を増やします。	4.9%	5.6%

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

《施策の方向と取り組み》

各審議会等への女性登用促進に取り組み、女性人材の育成や市政への関心を向上させる取り組みを進めます。

施策1 審議会等への女性の登用促進

番号	事業	事業概要	担当課
43	審議会等への女性の参加の推進	各種審議会等への女性委員の参加を推進し、令和7(2025)年度までに女性委員の参加が40%となるように推進します。 104.審議会等における男女委員構成比率の均衡の推進 105.審議会等への女性の登用調査の実施	人権男女共同参画課 関係各課

施策2 女性のリーダーの育成・支援の推進

番号	事業	事業概要	担当課
44	女性団体への支援	各種女性団体への支援を通じて女性の人材育成を推進します。 106.女性団体への活動支援	人権男女共同参画課

施策3 女性による市政への参加の促進

番号	事業	事業概要	担当課
45	市政への関心と参加の推進	女性を含め広く市民の市政への関心を高めるため広聴活動の充実を図ります。 107.行政が行う広聴活動への女性の参加促進	広報広聴課

課題2 庁内における男女共同参画の推進体制の整備

《施策の方向と取り組み》

庁内における男女共同参画を推進するために、女性の管理職や指導的役割への登用促進や人材育成に努め、職場環境整備に向けて啓発や研修を実施します。

施策1 庁内の男女共同参画の推進

番号	事業	事業概要	担当課
46	適正な人事管理による組織体制の充実	男女共同参画社会に対応した組織体制の充実を図ります。 108.女性職員の管理職や指導的役割への登用 109.職域を区別することなく、能力ある人材の育成	職員課
47	職員に対する男女共同参画研修の推進	男女共同参画の視点に立つ行政を推進する職員を育成します。 110.男女共同参画等の研修の実施	職員課
48	働きやすい職場環境づくりの推進	各種ハラスメントを未然に防止するため、ハラスメント防止に関する研修を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、育児・介護休業等の取得推進をするとともに、特に男性職員が育児休業等を取得しやすい環境の整備を進めます。 111.ハラスメント防止研修の実施 112.男性職員の育児休業等の取得推進 113.ワーク・ライフ・バランスの啓発	職員課

施策2 男女共同参画推進体制の充実

番号	事業	事業概要	担当課
49	男女共同参画推進体制の充実	全庁的に男女共同参画推進体制の充実を図ります。 114.上尾市男女共同参画庁内推進委員による計画的な啓発体制の維持 115.各種プロジェクト・チーム等の男女比の適正化の推進	人権男女共同参画課

課題3 市民・事業者等と協働した計画の推進

《施策の方向と取り組み》

男女共同参画を推進するために、市民が日々の生活から男女共同参画に関する取り組みを実践することが大切です。市民や事業者等と協働し、啓発活動等に取り組みます。

施策1 市民・事業者等との協働による計画の推進

番号	事業	事業概要	担当課
50	市民・事業者等との協働	計画の推進にあたっては、計画の内容を分かりやすく示し理解を深めるとともに、幅広い意見の反映に努めます。 116.上尾市男女共同参画審議会からの意見を施策へ反映 117.市民、市民活動団体、事業者等との協働による啓発活動の推進	人権男女共同参画課

資料編

1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(前文)

1979年(昭和54年) 12月18日 第34回国連合採択
1980年(昭和55年) 7月17日 署名
1981年(昭和56年) 9月3日 発効
1985年(昭和60年) 6月25日 批准
批准条約第7号
1985年(昭和60年) 7月25日 効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなる問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し、並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

2 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果

たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱ひその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)
- 第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)
- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)
- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 略

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 略

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。(以下略)

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号

最終改正：令和元年法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じの緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため 就業の促進、住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
(警察官による被害の防止)
- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(警察本部長等の援助)
- 第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
(福祉事務所による自立支援)
- 第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(被害者の保護のための関係機関の連携協力)
- 第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
(苦情の適切かつ迅速な処理)
- 第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場面に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令

を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
（保護命令の申立てについての決定等）
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令

- が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
（事件の記録の閲覧等）
- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
（法務事務官による宣誓認証）
- 第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。
（民事訴訟法の準用）
- 第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く)。
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)&

び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ)
第六条第一項	配偶者又は準配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある者
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九條 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八條の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八條の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八條の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘察し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正：令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)
- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
- (基準に適合する認定一般事業主の認定)
- 第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第

二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする

者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活

躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二號）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八號）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三號）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次條及び附則第六條の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日公布 条例第12号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
 - 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

- 第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。
- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
 - 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
 - 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
 - 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合には、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
 - 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
 - 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

6 上尾市男女共同参画推進条例

平成19年3月27日 条例第9号

改正：平成26年3月28日 条例第1号

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、男女共同参画社会の実現を重要課題と位置付け、様々な取組が国際社会の動向と連動して進められてきました。

上尾市では、人権尊重都市の宣言を行い、男女共同参画計画を策定し、様々な施策を推進してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行は根強く存在しており、子育てと仕事の両立が依然として困難な状況のもとで出産・子育て期における女性の労働力率が低下するなど、社会の様々な分野で男女間の格差が見受けられます。さらには、ドメスティック・バイオレンスなど人権を侵害する社会問題も生じてきています。

私たちのまちを豊かで活力のあるまちとするためには、男女が互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していくことが重要です。

ここに、上尾市は、男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が協働し、男女共同参画をより一層推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かでだれもが自分らしく生きることができ、上尾のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、

就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。

- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営む権利が確保されること。
- (6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力が根絶されること。
- (7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。

3 市は、第1項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に参画するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、広報、広告その他公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度に性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第13条に規定する審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類する合議体の委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- (3) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に当たる行為の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めること。

- (4) 男女がともに、家庭生活と社会生活を両立することができるよう、必要な支援に努めること。
- (5) 男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動の充実を図ること。
- (6) 学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画の推進が図られるよう努めること。
- (7) 男女共同参画の推進に資する人材を育成し、及びその積極的な活用を図ること。
- (8) 男女共同参画に関する調査研究並びに情報の収集及び分析並びに市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。

(相談及び苦情の処理)

第11条 市長は、次に掲げる事案に関し、市民及び事業者からの相談及び苦情を受ける窓口を設けるとともに、関係行政機関等と相互に連携を図り、当該事案の処理に関し必要な措置を講ずるものとする。

- (1) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に当たる行為に関する事案
- (2) その他男女共同参画の推進に関する事案
(年次報告)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 上尾市男女共同参画審議会

(設置)

第13条 基本計画その他男女共同参画に関する重要事項について調査審議するため、上尾市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第14条 審議会は、委員12人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第16条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第18条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項及び第4項（同条第2項の規定を準用する場合に限る。）、第3章並びに附則第3項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成19年規則第40号で平成19年9月1日から施行）

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により定められた計画は、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。（上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第29号の次に次の1号を加える。

(29)の2 男女共同参画審議会委員

別表第1の29の項の次に次のように加える。

29の2	男女共同参画審議会 会 長 委 員	日額 7,000円 日額 6,000円
------	-------------------------	------------------------

附 則（平成26年条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

7 上尾市男女共同参画審議会 第7期委員名簿

(◎：会長、○：職務代理者)

氏名	区分	所属団体
田中 崇	関係団体代表	上尾市自治会連合会
浅沼 正義	関係団体代表	上尾市小学校校長会
◎船生 養子	関係団体代表	女性フォーラムあげお
太幡 和子	関係団体代表	上尾市人権擁護委員会
下野 緑	関係団体代表	上尾市PTA連合会
高須賀 博一	関係団体代表	上尾商工会議所
幸道 昌浩	関係団体代表	県央地域労働者福祉協議会
甲原 裕子	学識経験者	弁護士
○石川 裕一郎	学識経験者	聖学院大学
三沢 和俊		市民公募
野村 美佐子		市民公募
大橋 みぎは		市民公募

※任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日

(敬称略)

8 上尾市男女共同参画推進本部員名簿

役職名	氏名
上尾市副市長(本部長)	石川 稔
市長政策室長	石川 孝之
行政経営部長	小田川 史明
総務部長	須田 博和
子ども未来部長	柳 真司
健康福祉部長	石川 克美
市民生活部長(副本部長)	西嶋 秋人
環境経済部長	柳下 貴之
都市整備部長	長島 徹
上下水道部長	黒木 政彦
消防長	田島 孝一
議会事務局長	石井 孝浩
教育総務部長	小林 克哉
学校教育部長	瀧沢 葉子

9 上尾市男女共同参画庁内推進会議委員名簿

(◎：委員長、○：副委員長)

所属課	氏名
市長政策室広報広聴課	磯崎 優実
総務部職員課	高橋 孝太
総務部危機管理防災課	續橋 拓也
子ども未来部子ども支援課	花里 実幸
子ども未来部保育課	吉川 抄織
健康福祉部高齢介護課	○辰巳 貴子
健康福祉部健康増進課	上村 真木
市民生活部市民課	浅子 裕平
市民生活部市民協働推進課	本多 友子
環境経済部商工課	牛澤 拓也
都市整備部都市計画課	安川 朋恵
消防本部消防総務課	田中 大
教育総務部生涯学習課	大成 隼斗
学校教育部指導課	根本 純江
学校教育部学校保健課	◎森田 直樹

※任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)

10 用語集

あ

上尾市子ども支援ネットワーク

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や早期対応を図るために、子どもに関わる24団体で構成する要保護児童対策地域協議会。

上尾市DV対策庁内連絡会議

上尾市男女共同参画推進条例第10条及び第11条の規定に基づき、DVを防止するとともに、DV被害者の自立を支援するほか、DVの防止のための施策を庁内における横断的な取組によって総合的に推進する目的で設置された。

い

一時保育

保護者の仕事の都合で週1日から3日程度の保育が一定の期間継続して必要な場合や、入院、通院、災害、事故、出産などの事情で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所で日中、一時的に子を預かるサービス。

う

ウーマノミクス

ウーマン(Women)+エコノミクス(Economics)の造語。女性がいきいきと夢を持って活躍することができるよう社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながるよう取り組んでいくこと。ゴールドマン・サックス証券のキャシー・松井氏が提唱した考え方。

え

M字型曲線

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。結婚や出産・育児を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴がある。

LGBT

「L」レズビアン(自分の心の性が女性で、女性を好きになる人)、「G」ゲイ(自分の心の性が男性で、男性を好きになる人)、「B」バイセクシュアル(男性・女性両方の性を好きになる人)、「T」トランスジェンダー(身体の性と心の性が一致しない人)の頭文字から作られた言葉で、性の多様性を総称する言葉の一つ。他にも同様の意味の言葉で、複数形の「s」をつけた「LGBTs」、「Q」クエスチョニング(自分の心の性や好きになる性がどちらでもない・決めたくない)をつけた「LGBTQ」等といった言葉もある。

き

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

休日保育

保護者が仕事などの理由で、休日の保育を必要としている子のためのサービス。

こ

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

こんにちは赤ちゃん訪問

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業。

し

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

せ

生活サポート事業

在宅の心身障がい児(者)(以下「障がい者」という)の地域生活を支援するため、身近な場所において、障がい者およびその家族の介護需要に応じて障がい者に対する一時預かり、送迎、外出援助等のサービスを提供する事業。

性自認(Gender Identity)

自分がどの性別であるか又はないかということについての認識をいい、「心の性」と言われることもある。性自認と身体の性が一致しない人や、どちらの性別にも違和感を感じる人をトランスジェンダー(Transgender)という。

性的指向 (Sexual Orientation)

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等を指す。

性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

1994年に国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つ。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

性別による固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

て

デートDV

交際相手から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、デジタル暴力などがある。

と

DV (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力がある。

に

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職場で認知症の人や家族を手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座の受講が必要。

は

パートナーシップ宣誓制度

平成27(2015)年に東京の渋谷区、世田谷区が開始し、人権尊重、男女共同参画、多様性の尊重、性的少数者への理解促進などを目的に全国の自治体で導入が広がっている制度。

パートナーシップの関係にある二人の宣誓を受け、自治体がパートナーシップ宣誓書受領証を交付するもの。受領証の交付により法律上の権利・義務(婚姻や相続、税金の控除等)は生じない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

平成13(2001)年10月13日に施行された配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務づけられている(市町村には努力義務)DV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。

- ①相談
- ②医学的・心理学的な指導
- ③一時保護
- ④自立支援のための情報提供・援助
- ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助
- ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助

バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去する考え方。

ひ

ひとり親家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の親の雇用安定や就職促進を図るために、主体的な能力開発の取組や、就職の際に有利かつ生活の安定に資する資格の取得に対し、給付金を支給する事業。自立支援教育訓練給付金事業と高等職業訓練促進給付金等事業がある。

病児・病後児保育

病気にかかっている、または病気の回復期にある子どもで、集団保育が困難な場合、かかりつけの医師の指示のもと、適切な処遇が確保される施設で、一人ひとりの体調に合わせて一時的に子を預かるサービス。

ふ

ファミリー・サポート・センター

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)がセンターを橋渡しに会員登録をし、提供会員が依頼会員に対してさまざまな育児の手助けを有償で行う会員組織。社会福祉協議会に事務局がある。

ほ

ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）

一義的に定義することは困難だが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。

め

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

ゆ

ユニバーサル・デザイン

年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていこうとする考え方。

ろ

労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上の人のうち、仕事をしている人、仕事を休んでいる人や、仕事はしていないが休職中で働こうとしている人。

わ

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。「仕事と生活の調和」と訳される。

第3次上尾市男女共同参画計画
～デュエットプラン21～

令和3年3月

発行 上尾市 市民生活部人権男女共同参画課
〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-778-5111(直通)
FAX 048-778-5112
e-mail s209500@city.ageo.lg.jp

